

高知県子ども・子育て支援事業支援計画
(最終案)

平成 27 年 3 月

高 知 県



目 次

第1章 基本的事項

1	計画策定の背景・趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	他の計画との関係	2
4	計画の策定及び推進体制、進行管理	2
5	計画の基本理念と子ども・子育て支援の視点	3

第2章 制度の概要及び県内の子育て支援の状況

1	子ども・子育て支援新制度における各事業の全体像	5
2	高知県の子育て支援の状況	7

第3章 具体的な取組

第1節	幼児期の学校教育・保育の充実	13
1	教育・保育施設の区域の設定	13
(1)	基本的な考え方	13
(2)	県区域の設定	13
2	子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込み、確保の内容等	14
(1)	基本的な考え方	14
(2)	各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	14
(3)	量の見込み及び確保方策における広域利用について	15
3	幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	16
(1)	認定こども園に関する基本的な考え方	16
(2)	教育・保育施設と地域型保育事業との相互連携の推進	18
(3)	幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との接続	18
(4)	保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と資質の向上	19
	・保育士等の養成及び人材確保	19
	・人材育成、資質の向上を図るための取組	25
	・地域型保育事業に従事する職員等の育成支援	25
(5)	教育・保育情報の公表	26
	・情報の公表に関する基本的な考え方	26
	・基本的な公表項目	26

第2節	地域における子育て支援	27
1	地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）	27
	(1) 利用者支援事業	27
	(2) 地域子育て支援拠点事業	28
	(3) 妊婦健康診査	29
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業	30
	(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	31
	(6) 子育て短期支援事業	33
	(7) ファミリー・サポート・センター事業	34
	(8) 一時預かり事業	35
	(9) 延長保育事業	37
	(10) 病児・病後児保育事業	39
	(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	41
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	43
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	43
第3節	特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援	44
1	児童虐待防止対策の充実	44
	(1) 児童相談所の体制の強化	45
	(2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進	46
	(3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備	47
	(4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証	48
2	社会的養護体制の充実	49
	(1) 家庭的養護の推進	49
	(2) 専門的ケアの充実	51
	(3) 自立支援の充実	51
	(4) 家族支援及び地域支援の充実	52
	(5) 子どもの権利擁護の推進	53
3	ひとり親家庭等の自立支援の推進	54
4	少年非行防止対策の推進	56
5	障害児施策の充実等	58
	(1) 発達障害のある子どもと家族への支援	59
	(2) 特別な支援を必要とする重度障害や強度行動障害のある子どもへの支援	61
第4節	仕事と家庭生活の両立支援	62
1	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	62

第1章

基本的事項

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景・趣旨

少子化の急速な進行や子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するために、国においては、平成15年に「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」を制定し、同年には次世代育成支援対策推進法に基づく具体的な取組方針を示す「行動計画策定指針」、また翌年6月には「少子化社会対策大綱」が策定されました。「次世代育成支援対策推進法」では、地方公共団体や企業に具体的な行動計画の策定を義務付けしています。

本県においても、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく5カ年の行動計画として「高知県次世代育成支援行動計画（こうちこどもプラン）」を策定し、また、平成22年3月には22年度から26年度までの5カ年の取組方針を定めた後期計画を策定して、「次代を担う高知のこどもが健やかに育つための環境づくり」を目標に掲げ、子育て支援をはじめ子どもの健全育成に資する幅広い取組を進めてきました。

しかしながら、こうした取組を進める中でも少子化の進行には歯止めがかからず、都市部を中心に大きな課題となっている保育所待機児童の問題など子育て支援が量・質ともに不足していることや、社会環境の変化に伴い、子育ての負担感や孤立感が増しているといった実情があります。

こうした状況を踏まえ、子育て支援の量的拡大と質の向上などを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

これらの法律に基づき平成27年度から施行される「子ども・子育て支援新制度」では、都道府県、市町村がそれぞれに事業計画を定め、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域における子育て支援の充実に向けた取組を計画的に推進していくこととなっており、本県においても、平成27年度から31年度までの5年間の第1期の計画期間とする「高知県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第62条に規定された計画です。

作成にあたっては、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定しています。

3. 他の計画との関係

本計画は、子育て支援に関わる下記の様々な県計画との整合を図り、調和を保ったうえで策定しています。

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
福祉分野	子ども・子育て支援事業支援計画 (子ども・子育て支援法)	27～31年度										高知県子ども・子育て支援事業支援計
	次世代育成支援行動計画 (次世代育成支援対策推進法)	27～31年度		こうちこどもプラン(後期)								次世代育成支援行動計画(改定版)
	高知県ひとり親家庭等自立促進計画(第二次) (母子及び寡婦福祉法)	24～28年度			高知県ひとり親家庭等自立促進計画							
	障害者計画 (障害者基本法)	25～34年度					高知県障害者計画 (～34年度)					
	障害福祉計画 (障害者総合支援法)	24～26年度				第3期高知県障害福祉計画						
	日本一の健康長寿県構想 地域福祉計画(社会福祉法)	24～27年度		第1期		第2期日本一の健康長寿県構						
教育分野	教育進行基本計画 (教育基本法)	21～30年度	高知県教育振興基本計画									
	教育進行基本計画 重点プラン (教育基本法)	24～27年度			重点プラン							

4. 計画策定の策定及び推進体制、進行管理

この計画は、県及び市町村の各関係部署との連携を図りながら検討し、子ども・子育て支援法第77条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関である「高知県子ども・子育て支援会議」の意見を反映して策定しています。

当該計画に基づき、市町村をはじめとする様々な関係団体等と連携し総合的な子ども・子育て支援を着実に推進していくとともに、計画の進行管理についても、「高知県子ども・子育て支援会議」の意見を聞きながら、適切に点検・評価を行っていきます。

5. 計画の基本理念と子ども・子育て支援の視点

本計画では、すべての子ども達の健やかな成長に向けて、以下の基本理念と視点を基本姿勢に位置付けて、取組を進めていきます。

(1) 計画の基本理念

子どもたちが安心して育まれるとともに、将来、社会の一員として自らの責任を果たしながら周囲の人々と力を合わせ幸せに暮らし、自分の人生を豊かにしていける社会の実現に取り組みます。

また、家庭においては保護者がしっかりと子どもと向き合い、子どもの成長に喜びを感じながら子育てしていける社会の実現を目指します。

(2) 子ども・子育て支援の視点

子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子育ての第一義的責任者である保護者がその責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要です。

本県では、次の5つの視点を大切にしています。

① 子どもの育ちの視点

乳幼児期から学童期までそれぞれの子どもの発達の特徴を十分に理解し、発達の実情に応じた子育て支援に取り組みます。

生理的、心理的な諸条件や生育環境の違いにより、子どもたち一人一人の個人差が大きいこの時期において、それぞれの健やかな育ちを保障するためには、子どもたちが愛情豊かな保護者やまわりの大人とのかかわり合いを通じて、安心して豊かな活動を展開できる環境づくりに取り組みます。

② 親やその他の保護者の育ちの過程を支援する視点

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となることです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

③ サービスの質と量の充実の視点

全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実するよう取り組みます。

また、子どもたちの成長に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されるためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等、子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ります。

④ 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の視点

安心して、妊娠・出産・子育てができるよう支援するために必要な関係機関との連携等を推進します。

支援にあたっては、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行います。

また、困難を抱え支援を必要とする子どもやその保護者に対して、関係機関が連携・継続して切れ目のない支援を行います。

⑤ 地域社会で支え合う視点

父母やその他の保護者が子育ての責任を有していることを前提としつつ、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

子どもの最善の利益の実現を念頭に、家庭・学校・地域・事業所など子どもを取り巻く地域社会が一体となり世代を超えて子育てを支え合う地域社会を目指します。

第2章

子ども・子育て支援新制度の概要と 県内の子育て支援の状況

第2章 制度の概要及び県内の子育て支援の状況

1. 子ども・子育て支援新制度における各事業の全体像

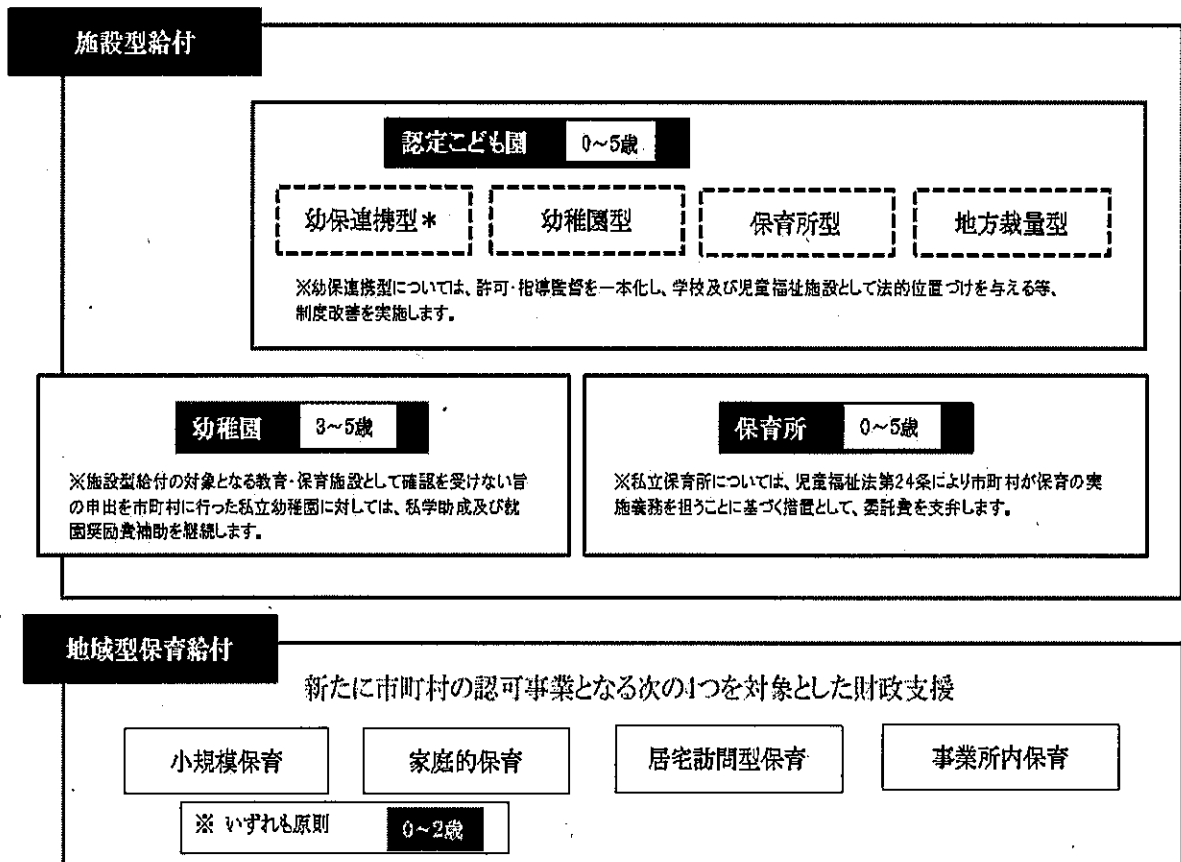
「子ども・子育て支援新制度」は、我が国の子ども達や子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援などの量的拡充・質の向上を計画的に進めていく制度であり、平成27年4月から本格的に始まります。

この制度への移行により、保育所待機児童の解消に向けた取組や認定こども園制度の改善、地域の子育て支援の充実などが図られます。

具体的な事業は市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付事業を実施します。

(1) 教育・保育事業の給付の概要と仕組み

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」が創設され、この2つの給付制度に基づいて、各制度間で異なっていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等に対する財政支援の仕組みが共通化されます。



(2) 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われます。

認定区分	給付内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	●教育標準時間*	幼稚園
		認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
		小規模保育等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

各市町村が地域の実情に応じて実施する次の事業についても新制度に位置付けられ、市町村が主体となり、地域のニーズに応じた妊娠期からの子育て支援の確保に向けて、計画的な取組が進められます。

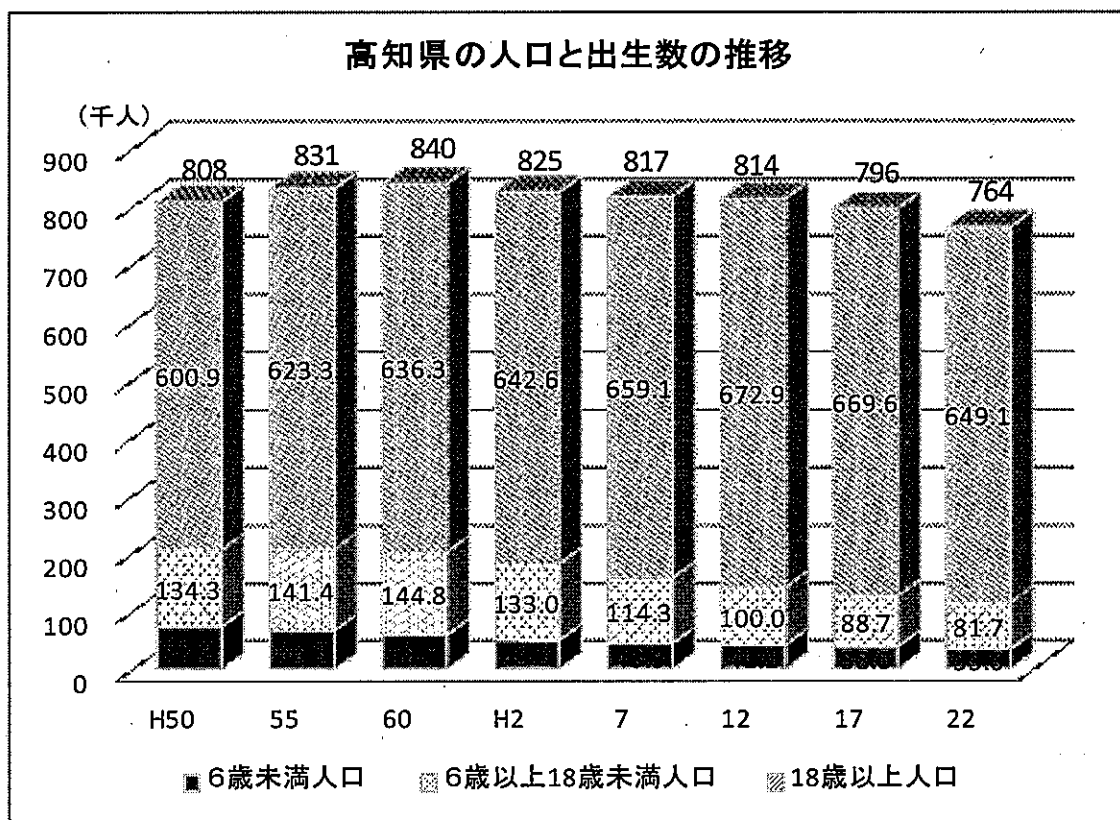
- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2. 高知県の子育て支援の状況

(1) 高知県の人口と出生数の推移

本県の人口は、昭和60年の840千人から減少し、平成2年からは死亡者数が出生数を上回る自然減が始まっています。

子どもの人口では、平成22年には、18歳未満人口が約115千人、6歳未満人口が約34千人となっています。平成2年からの20年間の変化を見ても、それぞれ約67千人、約16千人減少しており、総人口に占める比率でも、7.0ポイント、1.6ポイント低下しています。



総務省統計局「国勢調査」

高知県の子ども的人口と総人口に占める割合

(単位:人)

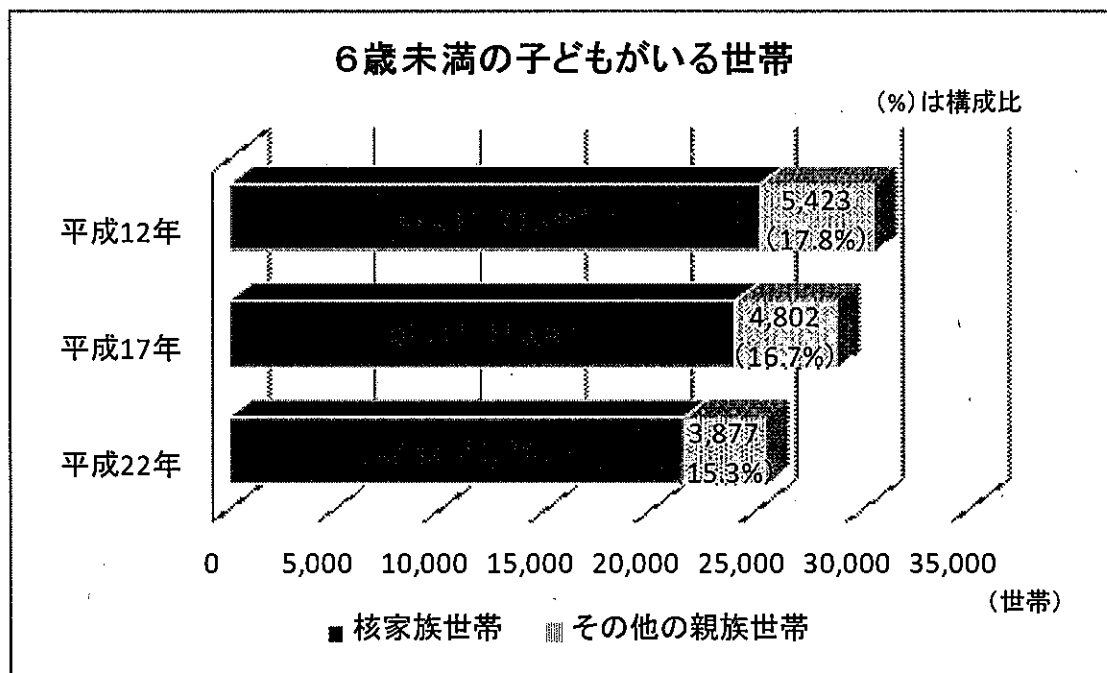
年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	808,397 (100%)	831,275 (100%)	839,784 (100%)	825,034 (100%)	816,704 (100%)	813,949 (100%)	796,292 (100%)	764,456 (100%)
6歳未満	73,247 (9.1%)	66,601 (8.0%)	58,705 (7.0%)	49,474 (6.0%)	43,306 (5.3%)	41,062 (5.0%)	38,027 (4.8%)	33,641 (4.4%)
18歳未満	207,537 (25.7%)	207,985 (25.0%)	203,468 (24.2%)	182,458 (22.1%)	157,569 (19.3%)	141,032 (17.3%)	126,715 (15.9%)	115,352 (15.1%)

総務省統計局「国勢調査」

(2) 子育て世帯の動向

平成22年の6歳未満の子どものいる世帯は、全体の7.9%で、平成17年に比べて11.7%減少しています。

また、平成22年の6歳未満の子どものいる世帯の中での核家族の割合は、84.7%と高く、核家族化が進行しています。



高知県の子どものいる世帯数

単位：世帯%

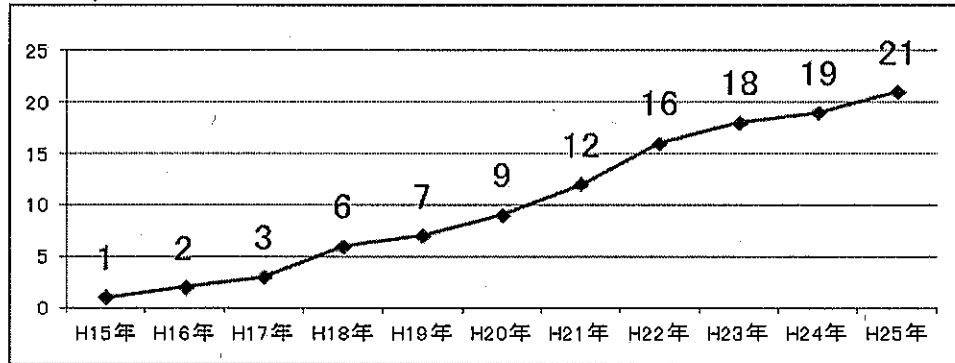
	平成12年		平成17年		H12→ 17 伸び率	平成22年		H17→ 22 伸び率
	実数	構成比	実数	構成比		実数	構成比	
一般世帯数	319,298	100%	323,327	100%	1.3%	321,004	100%	-0.7%
6歳未満の子どものいる世帯	30,550	9.6% (100%)	28,739	8.9% (100%)	-5.9%	25,374	7.9% (100%)	-11.7%
核家族世帯	25,127	7.9% (82.2%)	23,937	7.4% (83.3%)	-4.7%	21,497	6.7% (84.7%)	-10.2%
その他の世帯	5,423	1.7% (17.8%)	4,802	1.5% (16.7%)	-11.5%	3,877	1.2% (15.3%)	-19.3%

総務省統計局「国勢調査」

(3) 幼稚園・保育所・認定こども園等の状況

① 就学前の行政窓口の一本化の状況(行政窓口を一本化した市町村数)

高知県では、全国に先駆けて平成15年以降、幼稚園・保育所の行政窓口の一本化が進んでいます。



出典：高知県幼保支援課調査

② 市町村別の保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設の設置数

市町村ごとの施設の設置状況では、保育所又は認定こども園のみの設置で、幼稚園がない市町村が15市町村となっています。

H26.4.1現在

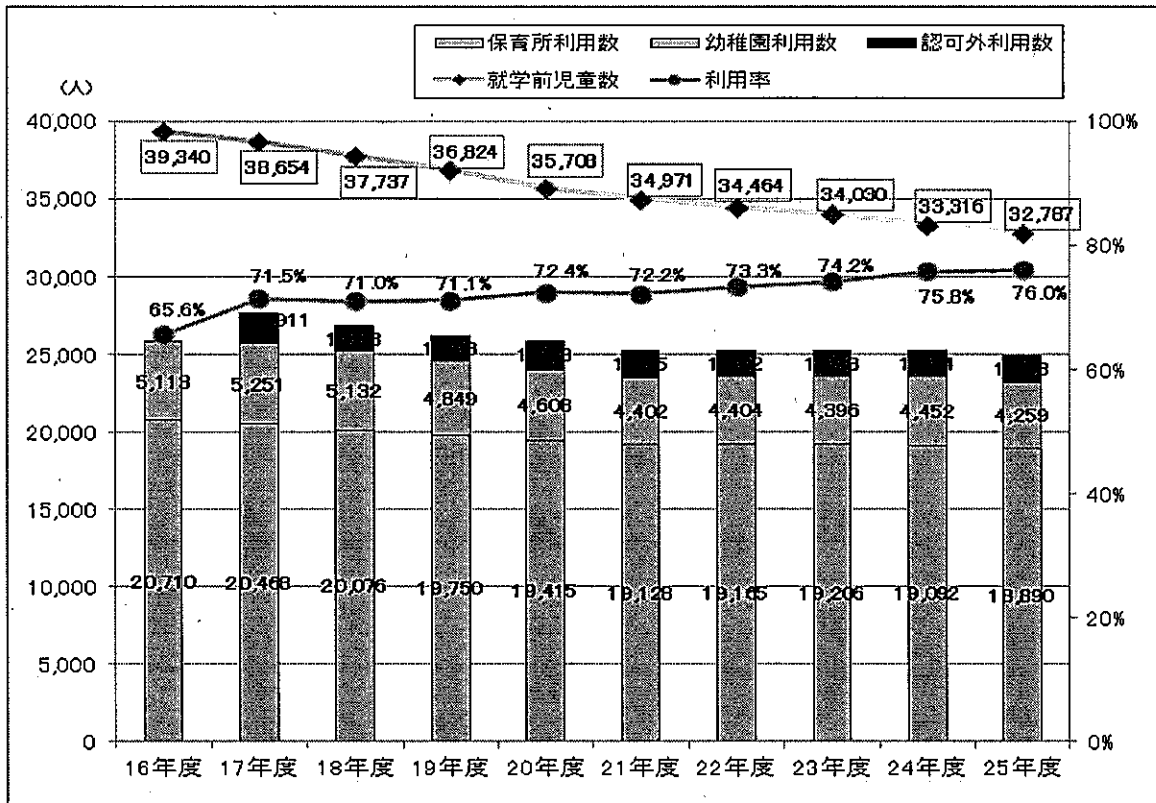
市町村	保育所			幼稚園				認可外保育施設					認定こども園(内数)				
	公立	私立	合計	国立	公立	私立	合計	公立	事業所内		託児所等	合計	幼保連携型 公立	幼稚園型 私立	地方裁量型 託児所等	合計	
									病院	その他							計
高知市	25	59	84	1	1	20	22	2	16	1	17	43	62		7	4	11
室戸市	5	7	12														
安芸市	8	1	9			1	1		1		1	1	2				
南国市	7	8	15		1	3	4		3		3	3	6		2		2
土佐市	11	1	12			1	1		1		1		1				
須崎市	3	7	10			1	1		1		1	1	2				
宿毛市	10	2	12			1	1		1		1	1	2		1		1
土佐清水市	7		7			1	1					1	1		1		1
四万十市	17	2	19			1	1			1	1	4	5				
香南市	7		7		4		4			1	1	3	4				
香美市	7	1	8			2	2					1	1				
東洋町	2		2														
奈半利町	1		1		1		1		1		1		1		1		1
※ 田野町	1		1		1		1		1		1		1				
安田町	1		1		1		1								1		1
北川村	1		1														
馬路村	2		2														
※ 芸西村	1		1		1		1		1		1	1	2				
本山町	1		1														
大豊町	2	1	3														
土佐町	1		1						1		1		1				
大川村								1					1				
いの町	6	2	8		3		3	1	1		1		2				
仁淀川町		4	4														
中土佐町	3		3														
佐川町	2	5	7						1		1		1				
越知町	1		1		1		1		1		1		1				
※ 栲原町	1		1		1		1										
日高村		2	2														
津野町	2		2		2		2								2		2
四万十町	8	3	11		1		1		1		1		1		1		1
大月町	3		3														
三原村	1		1														
黒潮町	4		4														
集計	151	105	256	1	18	31	50	4	31	3	34	59	97	5	11	4	20

※保育所の受け入れは、田野町0~2歳、芸西村0~3歳、栲原町1~2歳。

出典：高知県幼保支援課調査

③ 就学前の児童数と保育所・幼稚園・認可外施設の利用児童数

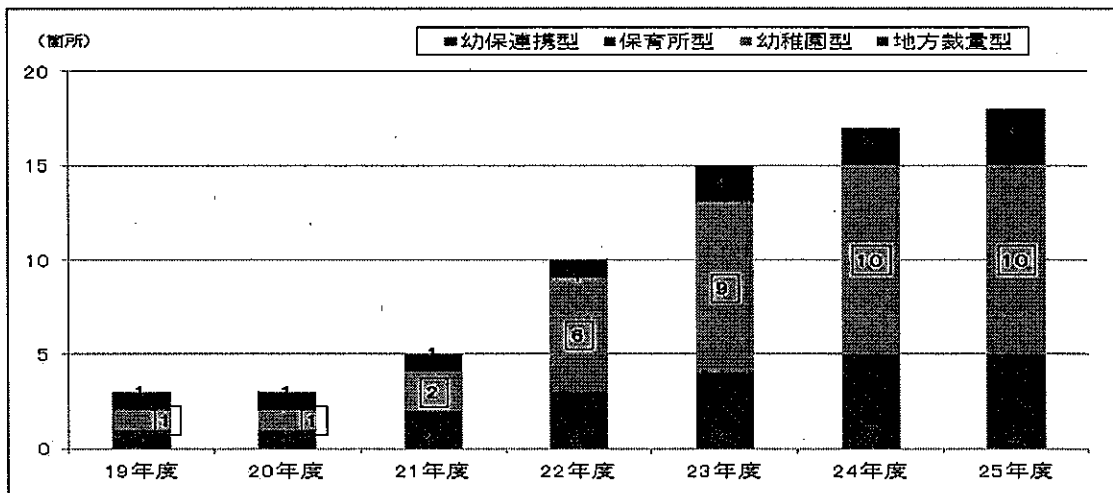
少子化に伴い就学前の子どもの数が減少する一方で、保育所や幼稚園等の施設を利用する子どもの割合は高まってきています。



(※幼稚園：5月1日現在、幼稚園以外：4月1日現在) 出典：高知県幼保支援課調査

④ 認定こども園数の推移

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の数が増加しています。

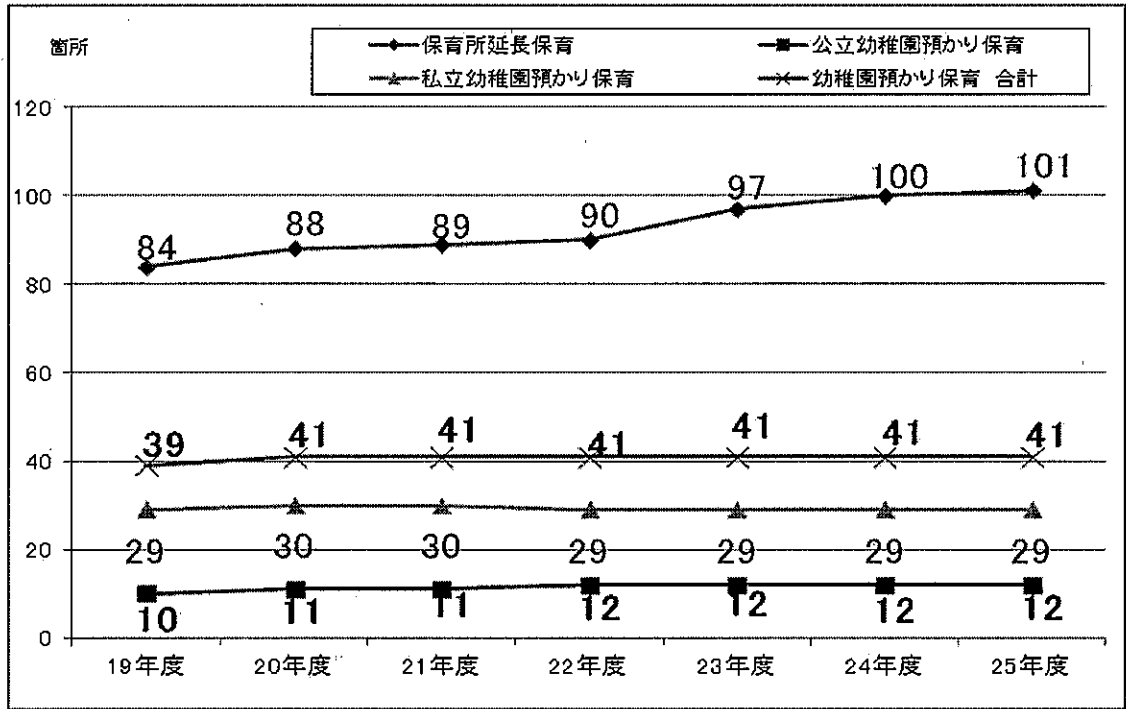


出典：高知県幼保支援課調査

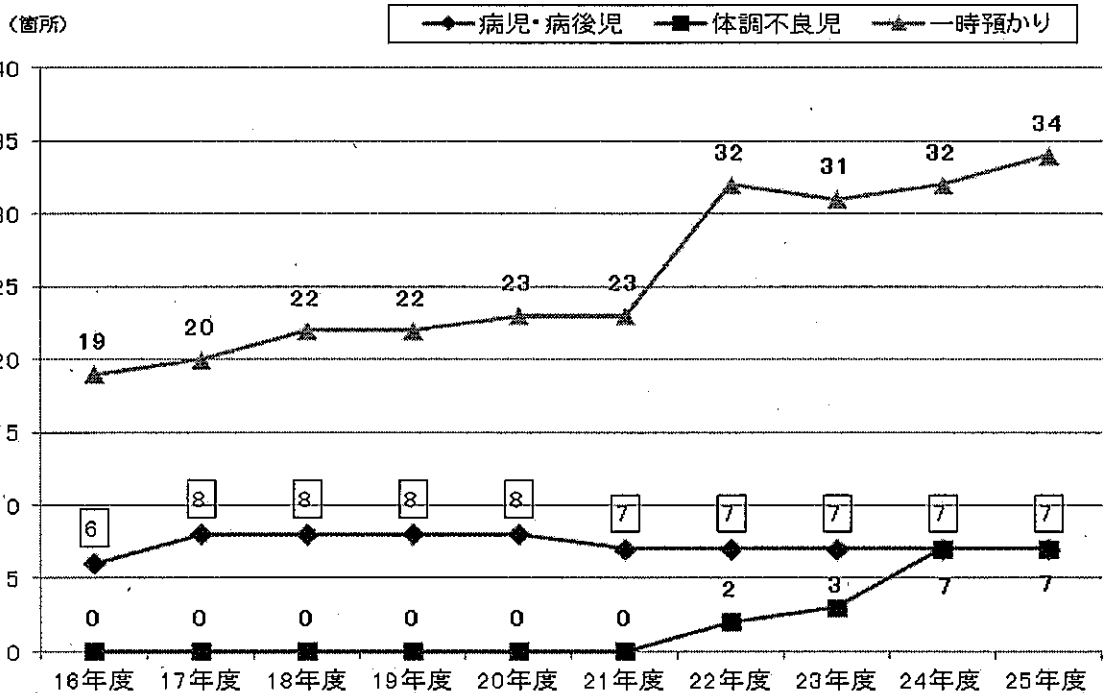
(4) 主な地域子ども・子育て支援事業の状況

① 保育所延長保育及び幼稚園預かり保育の利用状況

(児童数、保育所・幼稚園・認可外施設利用数)

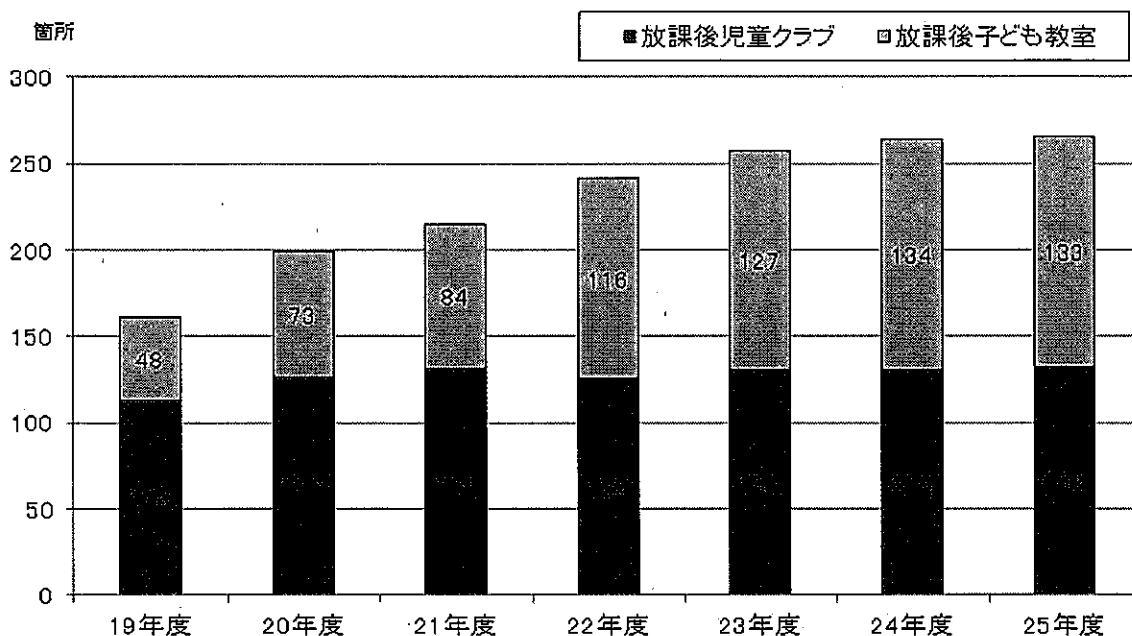


② 病児・病後児保育、一時預かり事業の実施施設数



③ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置数

放課後の子どもたちの安心な居場所と豊かな学びの場の確保の取組が進み、放課後子ども教室の数は平成19年度の2.7倍となっています。



※放課後子ども教室

子どもたちに、放課後や週末などに学習支援やスポーツ・文化活動などのさまざまな体験活動を提供し、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するもの

※放課後児童クラブ

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や週末に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るとともに仕事と子育ての両立を支援するもの

④ 地域子育て支援センターの設置数

主に未就園児の子育て親子の集いや相談の場である地域子育て支援センターは、市町を中心に設置されています。

	H21	H22	H23	H24	H25
設置市町村数	21	21	21	21	21
センター数	38	37	39	41	42

第3章

具体的な取組

第3章 具体的な取組

第1節 幼児期の学校教育・保育の充実

1. 教育・保育施設の区域の設定

都道府県が作成する「子ども・子育て支援事業支援計画」（以下、「本計画」という）では、子ども、子育て支援法（以下「法」という。）第62条第2項第1号の規定に基づき、各市町村計画において定める教育・保育提供区域等を勘案し、広域利用の実態なども踏まえて、各年度における保育・教育の量の見込みや、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期を定める単位となる区域を設定することとされています。

この定められた区域内において、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業者から認可・認定の申請があった場合は、基準を満たし、かつ県計画において定めた区域における「利用定員の総数（利用定員の合計）」（供給）が「必要利用定員総数（量の見込み）」（需要）に既に達しているか、これを上回る場合を除き、原則として認可・認定を行わなければならないと規定されています。

(1) 基本的な考え方

本計画では、次の3点を勘案して区域を設定します。

- ① 市町村が定める教育・保育の提供区域
- ② 市町村を超えた利用の実態及び利用量の見込み
- ③ 需給調整及び広域調整への影響

(2) 県区域の設定

基本的な考え方に基づき、認定区分ごとに次のとおり設定します。

- ① 1号認定
幼稚園や認定こども園においては、市町村域を超えて広域的な利用が行われていることを踏まえ、県全体を1区域に設定
- ② 2号認定、3号認定
各市町村単位での需要と供給の確保が保たれているとともに、市町村計画における提供区域や量の見込みの確保区域においても、市町村単位で設定されていることから、各市町村を1区域に設定

【認定区分とは】 法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分。

認定区分によって、原則、利用できる施設が下記のとおり分かれる。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| *1号認定 … 3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く) | 利用施設：幼稚園、認定こども園 |
| *2号認定 … 3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども | 利用施設：保育所、認定こども園 |
| *3号認定 … 3歳未満で保育を必要とする就学前の子ども | 利用施設：保育所、認定こども園、地域型保育施設 |

2. 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保の内容

(1) 基本的な考え方

各市町村においては、市町村計画の策定にあたり、地域の子育て家庭等に対してアンケート調査などを実施し、現在の保育・教育施設の利用状況や、今後希望する利用内容などに関する調査を実施しています。

この結果に基づいて算出した「量の見込み」をもとに、地域の実情を踏まえ、市町村子ども・子育て会議で審議を行いながら、今後5年間の利用及び確保方策の量の見込みを各年度ごとに定めています。

本計画においては、各市町村計画との整合を図り、各市町村が定めた見込み数を県が設定した区域ごとに集計し、認定区分ごとに定めます。

各市町村計画における量の見込み・確保方策の計 = 県計画における量の見込み・確保方策

(2) 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

本計画に定める量の見込み及び確保方策を、次のとおり定めます。

各市町村においては、量の見込みに対応した教育・保育の提供体制を確保するため、施設整備等により受け入れ定員の拡大や調整を図ります。

特に、保育が必要である2号、3号認定の受け入れについては、国が定める「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに待機児童を解消すべく、計画的な施設整備等に取り組みます。

① 1号認定

(単位:人)

	量の見込み	確保方策		
	1号認定	計	特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園
平成27年度	2,818	4,117	2,284	1,833
平成28年度	2,797	4,124	2,887	1,237
平成29年度	2,757	4,078	2,842	1,236
平成30年度	2,739	4,094	2,857	1,237
平成31年度	2,697	4,100	2,863	1,237

② 2号認定

(単位:人)

	量の見込み	確保方策		
	2号認定	計	特定教育・保育施設	認可外保育施設
平成27年度	12,726	14,478	14,376	102
平成28年度	12,503	14,534	14,436	98
平成29年度	12,329	14,578	14,481	97
平成30年度	12,235	14,563	14,463	100
平成31年度	12,046	14,516	14,416	100

③ 3号認定

(単位:人)

	量の見込み	確保方策			
	3号認定 (1・2歳児)	計	特定教育 ・保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設
平成27年度	7,220	7,661	7,279	153	229
平成28年度	7,107	7,735	7,382	147	206
平成29年度	7,007	7,757	7,392	159	206
平成30年度	6,917	7,735	7,370	159	206
平成31年度	6,807	7,718	7,353	159	206

(単位:人)

	量の見込み	確保方策			
	3号認定 (0歳児)	計	特定教育 ・保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設
平成27年度	2,047	2,008	1,817	88	103
平成28年度	2,031	2,033	1,843	103	87
平成29年度	2,005	2,048	1,858	103	87
平成30年度	1,974	2,050	1,860	103	87
平成31年度	1,933	2,065	1,875	103	87

なお、区域（市町村）ごとの一覧は、別表1のとおりです。

(3) 量の見込み及び確保方策における広域利用について

今回の市町村計画の策定に当たり、市町村の設定区域を超えた教育・保育が必要となった場合は、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等については、市町村間で調整を行っています。

こうした現状を踏まえて、県は、関係市町村間及び関係保育・教育施設等との調整が整わない場合には、必要に応じて広域調整（市町村間における調整）を行います。

また、県境など隣県との広域調整が必要となる場合は、関係市町村からの要請を受けて、関係する県との間で調整を行います。

3. 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園に関する基本的な考え方

① 認定こども園の役割と必要性

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園は、保護者の就労状況やその変化によらず、柔軟に子どもたちを受け入れることができる施設であり、認定こども園では、教育・保育の認定区分が変わっても、子どもたちが施設を変わるなどといった環境の変化を受けることなく、保護者の希望する教育または保育を受けることができます。

県では、どこに住んでいても質の高い教育・保育を受けることができる体制の確保を目指しており、特に、保育所・幼稚園のいずれか1つしかない市町村に対しては、地域の教育・保育ニーズに柔軟に対応できる認定こども園の設置が必要と考えます。

また、とりわけ幼保連携型認定こども園については、新制度において、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけを持つ単一の施設として一元化されたところであり、教育・保育双方の高い専門性を兼ね備えていることから、その設置を推進します。

② 認定こども園の目標設置数、設置時期

県全域の目標設置数及び設置時期を、次のとおり定めます。
なお、市町村ごとの内容については、別表2のとおりです。

類型別	平成26年 4月現在	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼保連携型 認定こども園	5	8	13	13	13	14
幼稚園型 認定こども園	11	11	15	15	15	15
保育所型 認定こども園	0	4	4	5	5	5
地方裁量型 認定こども園	4	3	3	3	3	3
合計	20	26	35	36	36	37

※ 上記以外に、幼稚園・保育所のいずれか一方所しかない市町村であり、現在のところ認定こども園への移行予定のない15市町村についても、地域の教育・保育ニーズに応じて平成31年度までに、幼保連携型認定こども園への移行を進めます。

③ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

認定こども園においては、一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもたちが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動揺を与えないようにするなどの配慮を行う必要があります。

園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じた、教育・保育の内容やその展開についての工夫が必要です。これと併せて職員の専門性が必要となります。

このため、認定こども園に移行する際には、保護者への理解や、保護者と職員との連携が維持されるよう、十分な配慮を行う必要があります。

こうしたことなどを踏まえて、認定こども園への移行を進めるために、県としては次のとおり支援を行います。

(ア) 財政的な支援

国の補助制度等を活用しながら、施設整備等に対する支援を行い、より多くの施設設置に向けて取り組めます。

また、新たな幼保連携型認定こども園の職員となる「保育教諭」については、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許と資格を有することが必要となることから、どちらか一つの免許・資格しか持たない者の免許及び資格の取得について支援を行い、新制度への円滑な移行を推進します。

(イ) 人的な支援

県内の市町村や幼稚園及び保育所の設置者等に対し、認定こども園に移行するための施設、設備基準や手続きに関する情報提供や相談支援を行い、認定こども園への円滑な移行を進めます。

(2) 教育・保育施設と地域型保育事業との相互連携の推進

教育・保育施設である認定こども園・幼稚園・保育所については、子ども・子育て支援の中核的役割を担うことから、相互に連携した取り組みが必要です。

また、原則、3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する小規模保育事業や家庭的保育事業などの「地域型保育事業」については、乳児の受け入れについて重要な役割を担っていますが、質の高い保育の提供とともに、満3歳以降においても適切な教育・保育を受けることができるよう、中核的役割を担う教育・保育施設との連携が不可欠です。

県としても、市町村の積極的な関与を促すとともに、事業者の連携が円滑かつ積極的に図られるよう、合同研修の実施などによる取組を行います。

(3) 幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との接続

質の高い教育・保育の提供を図るために、今後も教育委員会幼保支援課において、保幼小の連携を推進していきます。

連携にあたっては、高知県教育振興基本計画の重点プランである3つの柱「力のある学校づくり」、「心を耕す教育の総合的な推進」、「縦」「横」のつながりの強化」に基づき、取組を進めます。

① 力のある学校づくり

- ・保育教諭・幼稚園教諭・保育士の資質・技術力の向上を図ります。
- ・幼児理解に基づく保育実践の促進を図ります。

② 心を耕す教育の総合的な推進

- ・遊びや生活を通じた「生きる力」の基礎を培う保育の実践を推進します。
- ・各保育所や幼稚園等における、日常的な親育ちの支援体制を確立します。
- ・子育て等に関する保護者・保育者の理解を促進します。

③ 「縦」「横」のつながりの強化

- ・校種間の円滑な接続の強化を図ります。
- ・保・幼・小連携のモデルプラン策定を促し、市町村の実態に応じた実践研究の実施を支援します。
- ・「引き継ぎシート（スマイルサポートシート）」の活用により、発達障害等のある子どもへの支援の引継ぎを充実します。
- ・「つながるノート」の周知・活用を図ります。

(4) 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と資質の向上

I 保育士等の養成及び人材確保

① 保育士・幼稚園教諭の現状

保育士の総数は、平成22年には正規職員・臨時職員・パート職員の総数は3,420人でしたが、平成26年は3,729人となっており、309人の増となっています。

また、職員の内訳では、正規職員数は平成22年と比較して減少しているものの、臨時職員やパート職員の人数が増加しており、全職員に占める臨時・パート職員の割合も高くなっています。

一方、幼稚園教諭の人数は、平成22年は503人でしたが、平成26年は519人となっており、ほぼ横ばいの状態で推移しています。

(7) 保育士数の推移(保育所)

(人)

年度		H22	H23	H24	H25	H26	対H22
常	正規職員	1,550	1,520	1,542	1,512	1,514	△36(97.7%)
	臨時職員	1,298	1,384	1,388	1,490	1,490	192(114.8%)
勤	計	2,848	2,904	2,930	3,002	3,004	156(105.5%)
パート		572	645	676	676	725	153(126.7%)

※保育所運営状況等調査(県調査)

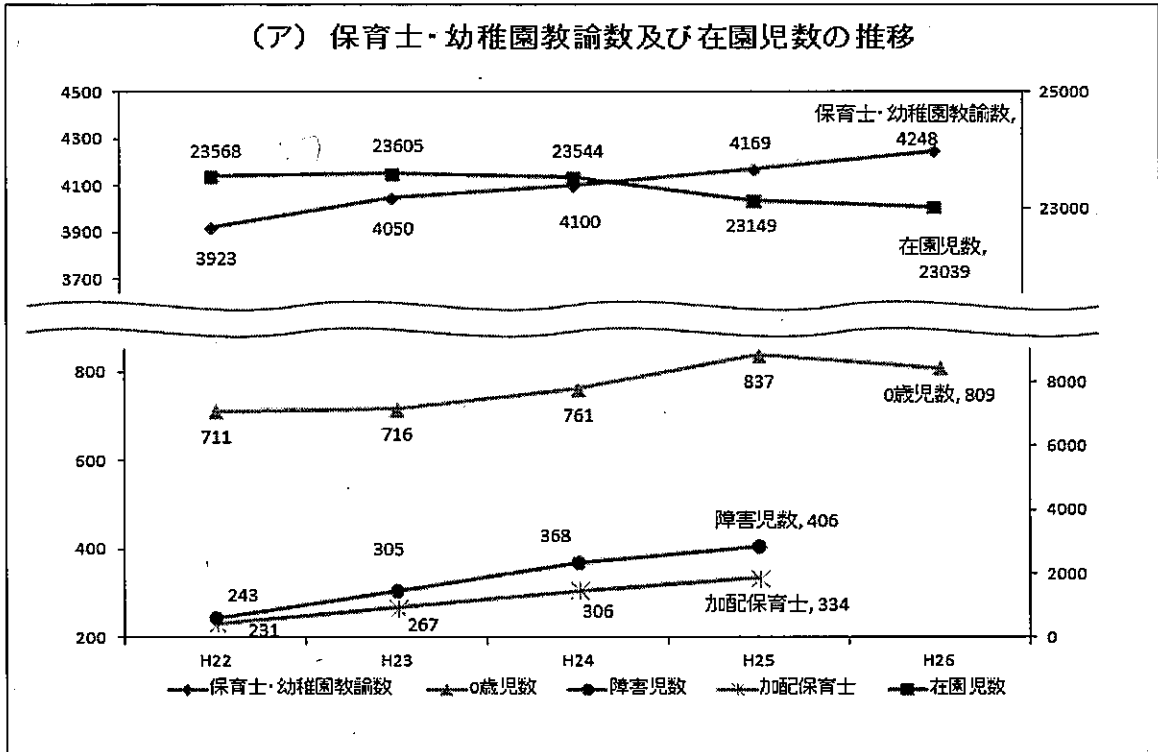
(4) 教員数の推移(幼稚園)

(人)

年度		H22	H23	H24	H25	H26	対H22
本務者		427	435	424	427	417	△10(97.7%)
国公立		141	133	133	132	123	△18(87.2%)
私立		286	302	291	295	294	8(102.8%)
兼務者		76	66	70	64	102	26(134.2%)
国公立		30	21	23	25	24	△6(80.0%)
私立		46	45	47	39	78	32(169.6%)
計		503	501	494	491	519	16(103.2%)

※学校基本調査(国調査)

② 保育士・幼稚園教諭の確保に伴う課題



※ 保育所運営状況等調査(県調査)、学校基本調査(文部科学省)、障害児保育の実施状況調査+県追加調査(保育士数)

(イ) 保育士・幼稚園教諭は不足しているか

(人)

	H26.4.1時点			H26.10.1時点			備考				
	はい	いいえ	計	はい	いいえ	計					
公立保育所	14	43.8%	18	56.3%	32	17	53.1%	15	46.9%	32	市町村数
私立保育所	25	23.1%	83	76.9%	108	57	52.8%	51	47.2%	108	園数
公立幼稚園	2	16.7%	10	83.3%	12	2	16.7%	10	83.3%	12	市町村数
私立幼稚園	8	25.8%	23	74.2%	31	13	41.9%	18	58.1%	31	園数

※ 保育士・幼稚園教諭の確保に関する調査(県調査)

(ウ) (イ)で「はい」とした保育士・幼稚園教諭の不足人数

(人)

	H26.4.1時点					H26.10.1時点				
	障害児加配	延長・土曜保育等	乳児加配	その他	計	障害児加配	延長・土曜保育等	乳児加配	その他	計
公立保育所	97	57	11	6	23	123	71	13	5	34
私立保育所	32	9	3		20	74	12	5	8	49
小計	129	66	14	6	43	197	83	18	13	83
公立幼稚園	3	2			1	5	2			3
私立幼稚園	3	2	1			7	1	2		4
小計	6	4	1	0	1	12	3	2	0	7
合計	135	70	15	6	44	209	86	20	13	90

※ 保育士・幼稚園教諭の確保に関する調査(県調査)

前頁の表②(ア)の表のとおり、保育所・幼稚園の入所児童数は両者とも減少傾向にあるものの、保育士・幼稚園教諭の職員総数は増加傾向となっています。

その要因としては、0歳児の入所児童数及び障害児など特別な支援が必要な児童の増加が考えられます。

0歳児については、国が定める職員の配置基準（最低基準）が、乳児3人に対し職員1人となっていることから、入所児童数が増えることに伴い、保育士の人数も増加となります。

さらに、年度途中の入所も多いことから、年度途中で保育士の雇用が必要となりますが、この場合、年度末までの短期雇用期間となることなどから、人材の確保が難しい状況にあります。

併せて、障害児や特別な支援が必要な児童が増加傾向にあり、専門的な知識をもつ保育士の確保が必要となっています。

日々の保育や幼児教育の実施の中で、個別の対応が必要となるケースを発見することも多く、このような場合は、年度途中における職員の増員が必要となります。

個別対応での支援を要することから、正規職員が対応した場合には、その職員の代替となる職員が必要です。また、新たにその児童に対応する職員が必要となる場合もあり、いずれの場合も、年度途中からの対応が必要となります。

このように、保育所・幼稚園等ともに年度当初の段階では、入所児童数に対して法で定められている最低基準の職員数は確保しているものの、障害児等や延長保育、乳児などに対応する加配職員がやや不足する状況となっています。

また、年度の途中では、新たに入所する0歳児に対応する職員や、日々の保育等で判明する特別な支援が必要な児童に対応する職員が不足する状況となっています。

施設の設置者にとっては、少子化に伴い全体の児童数が減少傾向にあることや、0歳児などの途中入所児童の把握が難しいこと、さらに障害等で特別な支援が必要となる児童の把握が難しいことなどの要因により、数年後の児童数の見込みが難しく継続的に雇用する職員を採用しにくい状況であり、こうしたことが臨時職員やパート職員の増加につながっています。

職員は増加しているものの、前頁表(イ)(ウ)のように不足していると答えた施設は多く、この職員の不足に対して、平成25年4月及び平成26年4月の正規職員の採用状況は次の(エ)のとおりとなっています。

また、雇用につながる潜在保育士の就労希望等については次頁の表(オ)のとおりとなっています。

(エ) 正規職員(保育士・幼稚園教諭)の採用人数 (人)

	H25.4.1採用	H26.4.1採用
公立保育所	37	51
私立保育所	53	69
小計	90	120
公立幼稚園	4	5
私立幼稚園	33	37
小計	37	42
合計	127	162

※保育士・幼稚園教諭の確保に関する調査(県調査)

(オ) 潜在保育士へのアンケート結果

・今後の勤務の希望について(複数回答) 回答数647人

項目	人数	割合
勤務してみたいと思う	153	23.6%
給与等の希望条件が揃えば勤務してみたいと思う	118	18.2%
教育方針、自分に合う職場があれば勤務してみたいと思う	59	9.1%
その他条件が合えば、勤務してみたいと思う	129	19.9%
勤務する予定はない	286	44.2%

・希望の勤務形態(複数回答) 回答者数334人

項目	人数	割合
正職員	119	35.6%
常勤(正職員以外)	78	23.4%
非常勤	59	17.7%
パート	210	62.9%
その他	19	5.7%

・就業条件

項目	人数	割合
給与	118	38.6%
教育方針	59	19.3%
時間	53	17.3%
通勤距離	10	3.3%
現職退職後	10	3.3%
その他	56	18.3%
計	306	

※高知県社会福祉協議会調査

正規職員についての採用は平成25年度と比較して平成26年度は多くなっていますし、市町村訪問による聞き取りにおいても、保育所等担当課では徐々に増やしていきたいといった希望があります。

しかし、採用についても、都市部においては募集人数に対して数倍もの応募人数が集まりますが、中山間の地域では募集人数程度しか集まらず選考ができない場合もあるなど、人の確保が困難な地域も発生しています。

また、臨時職員或いはパート職員については、募集しても集まらないといった施設設置者の声があります。

仕事を求めている者の中には、臨時職員やパート職員を希望している有資格者もいますが、勤務時間帯や賃金面で希望と合わず雇用に繋がらない状態となっています。

③ 確保方策について

i 保育教諭、幼稚園教諭、保育士の必要数について

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育教諭	73	73	71	71	69
幼稚園教諭	261	257	255	253	247
保育士	3,531	3,485	3,436	3,393	3,335

(ア) 正規職員(保育士・幼稚園教諭)の年齢構成

(人)

	20歳以上30歳未満		30歳以上40歳未満		40歳以上50歳未満		50歳以上55歳未満		55歳以上		計 人数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
公立保育所	165	17.6%	160	17.0%	225	24.0%	142	15.1%	247	26.3%	939
私立保育所	104	12.6%	247	29.9%	231	28.0%	109	13.2%	134	16.2%	825
小計	269	15.2%	407	23.1%	456	25.9%	251	14.2%	381	21.6%	1,764
公立幼稚園	15	18.5%	15	18.5%	18	22.2%	12	14.8%	21	25.9%	81
私立幼稚園	112	41.0%	77	28.2%	53	19.4%	18	6.6%	13	4.8%	273
小計	127	35.9%	92	26.0%	71	20.1%	30	8.5%	34	9.6%	354
合計	396	18.7%	499	23.6%	527	24.9%	281	13.3%	415	19.6%	2,118

※保育士・幼稚園教諭の確保に関する調査(県調査)

保育教諭(幼保連携型認定こども園における職員)については、新たな職員の要件であり、保育士の資格と幼稚園教諭の免許の両方を有していることが必要です。

現在、保育士・幼稚園教諭の約8割の職員は両方の資格を持っていますが、幼保連携型認定こども園に勤務している者又は勤務を予定している者で、どちらか一方の資格しか持っていない職員は、資格を取る必要があります。

保育士・幼稚園教諭については、一時的に必要な人数が増え、その後減少する見込みとなっており、5年後の平成31年度では、平成26年4月1日現在の職員数で、臨時職員・パートの職員も含めて必要な職員の確保ができる見込みとなっています。

しかし、この必要人数の見込みには途中入所の児童に対する保育士の人数や、障害等による支援の必要な児童に対する加配保育士の人数は含まれていません。

また、今後5年間で退職が見込まれる正規職員が県内に約410名存在することから、退職者の補充も課題となってきます。

したがって、これらの職員の採用や雇用は、今後もますます必要となります。

ii 今後の取組について

このような状況から、保育教諭・幼稚園教諭・保育士について次のように確保を図るよう努めます。

- 保育教諭・幼稚園教諭・保育士については、人格形成を培う大切な時期である乳幼児期に関わり、児童の成長を育む重要な業務であるため、職員の質の確保と向上を図るためにも継続した支援が可能な職員の確保を設置者に促します。
特に退職が見込まれる職員の確保については、計画的な雇用となるよう各市町村・各法人等設置者に促します。
- 保育士の処遇改善をはじめとする勤務条件の向上や職場環境の改善を促進します。
- 保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない「保育士」及び「幼稚園教諭」の再就職等について、高知県社会福祉協議会・福祉人材センターを中心として、関係機関と密に連携し、事業者と求職者とのマッチングの強化や再就職に向けた研修の実施など、積極的に支援します。
- 指定保育士養成施設に在籍している学生はもとより、中学生・高校生に対して保育士等に就職を目指す人材を確保するために、保育士等の業務内容などによる普及啓発を図ります。

iii 資格取得支援について

幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため、国の特例制度を活用し、幼保連携型認定こども園の保育教諭に必要とされる幼稚園教諭免許及び保育士資格を併有するための資格取得について支援をします。

保育所や認可外保育施設等で勤務しているものの資格を持っていない職員が、新たに保育士資格取得を目指す取組を支援します。

II 人材育成、資質の向上を図るための取組

核家族化や少子高齢化等を背景に、子どもへの接し方がわからなかったり、子育てに不安や悩みを抱えたりする保護者が増えていることから日常的・継続的に親育ち支援を行うことが必要となっています。

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業における職員については、職員の質の向上とともに、保護者への親育ち支援等の充実も必要となってきます。

今後も教育委員会幼保支援課及び教育センターが中心となって、子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「園の親育ち支援力の向上」「保護者と園の相互理解の促進」を目的とした研修を実施します。

また、質の高い保育・教育の提供のために、保育教諭、幼稚園教諭、保育士のキャリアアップ研修等、すべての職員の研修の機会が保障されるよう取り組むとともに、研修に参加するための代替職員の確保等について支援を行うとともに、参加しやすい研修の実施に努めます。

障害児保育やDV・虐待を受けている子どもへの対応など、専門性を高める研修を実施するとともに、県内大学等と連携した質の高い研修の実施を図ります。

III 地域型保育事業に従事する職員等の育成支援

地域型保育事業に従事する職員については、市町村が実施する研修または市町村が指定する研修を受講しなければならないとされています。

研修については、県が主体となって国が示すガイドラインに基づいて計画的に研修を実施します。

また、新たに「子育て支援員（仮称）」としての認定するための研修についても、国が示すガイドラインによる全国共通の研修課程に基づいて、計画的に研修の実施に努めます。

(5) 教育・保育情報の公表

① 情報の公表に関する基本的な考え方

教育・保育施設及び地域型保育事業者における教育・保育の内容、運営状況に関する情報等について、県のホームページ等で公表し、保護者が適切かつ円滑に判断できる機会を確保します。

② 基本的な公表項目

- 施設名・種類・住所
- 設置者の名称・住所、代表者情報
- 建物の構造概要、見取り図、設備概要
- 利用定員及び在園児数（年齢ごと）
- 障害のある子どもの受け入れ体制
- 運営規程
- 苦情処理対応
- 職員の勤務体制、勤務実態（氏名公表なし）、平均的な保育・幼稚園教諭経験
- 入所選考基準（1号認定の受け入れの場合のみ）
- 保育料以外に必要な費用
- 施設の教育・保育方針
- 1日の保育・教育予定表及び年間行事予定等

第2節 地域における子育て支援

1. 地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）

(1) 利用者支援事業

【少子対策課】

① 事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

また、利用者の支援に際しては、利用者の視点に立った寄り添う支援を行い、子育て家庭の不安感や負担感を軽減する役割が期待されています。

いずれかの類型を選択して実施

①「基本型」:「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態

(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用)

②「特定型」:主に「利用者支援」を実施する形態

(主として、行政機関の窓口等を活用)

※事業の実施にあたっては、専門性の高い専任職員を1名配置する必要があります。

※基本型の実施先としては、主に地域子育て支援センターなどが想定されています。

※特定型は、児童数が1万人以内で1箇所といった単位を想定しており、児童数の多い地域での実施が想定されます。

② 現在の利用状況及び課題

利用者支援事業は、待機児童の多い横浜市の保育コンシェルジュを参考として、新規に事業化されたものです。

県内では、待機児童が都市部と比べて少ないことや、地域子育て支援センターの支援対象数が少ないこともあり、新たに専任職員を1名確保して事業化することが難しいといった課題があります。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

◆子どもの少ない市町村では、子育て支援窓口や保健師、地域子育て支援センターなどが、利用者支援の役割を担っている実態があり、各市町村の子育て支援窓口などの利用者支援の質の向上を目指すとともに、関係課と連携した相談対応につながる研修を充実します。

④ 計画期間内（5年後）に目指す姿

子どもの数の少ない県内市町村では、特定型の事業ニーズは低い状況にありますが、様々な課題を抱えながら子育てに不安や負担を感じている保護者を支援する基本型の事業ニーズは一定あるものと考えています。市町村の子育て支援窓口の質の向上を目指すとともに、高知市をはじめとする市部での事業実施に向けた検討を促します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【少子対策課】

① 事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

② 現在の利用状況及び課題

地域子育て支援センター（以下、「センター」という。）は、平成26年9月1日現在で、21市町村43カ所に開設されています。残る13町村では、子どもの数が少ないといった理由などからセンターを開設できていない状況です。

センターが開設されていない町村においては、子育て中の親子がいつでも身近に集うことのできる場の確保が必要です。

また、センターが設置されている市町村においては、子育て中の保護者が抱える様々な問題に対する関係機関との連携体制の構築が必要です。

さらに、センターを利用していない子育て家庭への支援や、妊娠期からの支援、父親の育児参加を促す取組など、新たな課題への取組が期待されます。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆センター未設置市町村においても、子育て家庭が集える場が拡充されるよう保育所や認定こども園などを活用した取組に対する支援を充実します。
- ◆子育て家庭の支援が円滑に行われるよう、関係機関との連携を推進します。
- ◆妊娠期からの利用や父親の育児参加を促す取組を推進します。
- ◆すべての子育て家庭に支援が届くように、センター職員等が、乳児の家庭訪問に同行するなど、訪問型の子育て支援の取組を支援します。
- ◆「親子のふれあい」を通じて愛着が形成され、より良い親子関係が築けるように、各センターでの親子のふれあいを充実します。

④ 計画期間内（5年後）に目指す姿

乳幼児の少ない町村における子育て支援の場が拡充され、国の基準を満たすセンターや、保育所や認定こども園を活用した小規模なセンターなど25市町村、50か所の開設を目指します。

(3) 妊婦健康診査

【健康対策課】

① 事業の概要

母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦に対して、a 妊娠週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、b 検査計測、c 保健指導を実施するとともに、妊娠期間をとおして適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

・母子健康手帳交付時に併せて交付される妊婦健康診査の受診券(公費負担14回分)により、「標準的な妊婦健診のスケジュール」に示される妊娠初期～23週、24週～35週、36週～出産までといった各期間毎の望ましい時期に必要な応じた医学的な検査等を実施

② 現在の状況及び課題

妊娠に伴う経済的な負担を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促すために、県としても(膣分泌物の細菌検査等)公費負担の充実に取り組むとともに、出産までに14回の妊婦健康診査の受診について啓発しています。

しかし、妊娠満20週以降に妊娠の届出をされた方が平成24年度で90人(うち分娩後2人)と、妊娠届の遅れにより望ましい健診時期に受診できない方や、健診を一度も受けることなく出産となる方もいます。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆妊娠中の健康管理の重要性の啓発に努めます。
 - ・妊婦自身の主体的な健康管理意識の啓発
 - ・思春期からの意識の啓発
- ◆高知県独自に妊婦健康診査の検査項目を追加し、早産防止を目的とした医学的管理を徹底します。
 - ・妊娠初期の膣分泌物の細菌検査
 - ・妊娠中期の子宮頸管長の測定
- ◆周産期医療や母子保健事業従事者の資質の向上に取り組みます。
 - ・周産期医療従事者の資質の向上のための周産期医療研修の実施
 - ・市町村等の母子保健従事者を対象とした「母子保健指導者研修会」の実施

④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

妊婦健康診査の実施に係る市町村の負担を軽減するための支援及び妊婦自身の主体的な健康管理のための啓発を引き続き行い、妊娠初期から出産までに正期産(妊娠37週～41週)の場合で概ね14回の定期的な健診を受診している妊婦が増えるとともに、未受診のまま出産に至る方を減少させることを目指します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【児童家庭課】

① 事業の概要

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境等の把握を行う事業です。

- ・育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を実施
- ・親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる

② 現在の利用状況及び課題

児童福祉法に基づく実施が24市町村（うち補助金交付18市町村）、母子保健法に基づく実施が8町村、その他の事業による実施が2町村と、県内の全市町村が実施しています。

支援が必要と判断される家庭を把握し、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスにつなげることで、早期に養育環境の改善を図っていくために、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要があります。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付
- ◆市町村職員等を対象とした児童相談所による研修などを行うことにより、訪問者の人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援します。
 - ・市町村職員等を対象とした研修等の実施

④ 計画期間内（5年後）に目指す姿

5年後も全市町村における全戸訪問が引き続き実施されているとともに、支援の必要な家庭の把握と適切な支援につなげることのできる訪問者の育成に努めます。

**(5) 養育支援訪問事業、
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**

【児童家庭課】

<養育支援訪問事業>

① 事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言や家庭内での育児等に関する具体的な援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

- ・産褥期^{さんじょくき}の母子への育児支援や簡単な家事等の援助
- ・未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
- ・養育者の身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- ・若年の養育者に対する育児相談・指導
- ・児童が児童養護施設等を退所した後に、アフターケアを必要とする家庭等への養育相談・支援

② 現在の利用状況及び課題

児童福祉法に基づく実施が16市町村（うち補助金交付14市町村）、母子保健法に基づく実施が17市町村、その他の事業による実施が1村と、県内の全市町村が実施しています。

個々の家庭の抱える課題や養育上の諸問題の解決、負担の軽減に向けて、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要があります。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付
- ◆児童相談所等による市町村職員等を対象とした研修や児童福祉司任用資格指定講習の実施に継続して取り組みます。
 - ・市町村職員等を対象とした研修等の実施
 - ・児童相談所による要保護児童対策地域協議会への参加及び助言

④ 計画期間内（5年後）に目指す姿

養育支援が特に必要な家庭に対する指導・助言と育児等に関する援助につながることでできる訪問者の育成に努めます。

＜子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業＞

① 事業の概要

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の専門性の強化及び関係機関等の連携強化を図ることで、児童虐待の発生の予防とともに、早期発見・早期対応につなげる事業です。

② 現在の利用状況及び課題

県内全市町村が、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

当該業務は、様々な関係機関との調整が必要ですが、市町村職員が調整業務を専任で担うことが難しい状況にあります。

また、個々のケースへの対応や見立てが重要な業務であることから、人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要があります。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

◆要保護児童対策地域協議会の機能強化の取組を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。

- ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付

◆児童福祉司任用資格取得講習会や児童相談所等による市町村職員等を対象とした研修のほか、児童相談所が要保護児童対策地域協議会への参加及び助言を行うことにより、ケース対応や見立てを行う人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援します。

- ・児童福祉司任用資格指定講習の実施

- ・市町村職員等を対象とした研修の実施

- ・児童相談所による要保護児童対策地域協議会への参加及び助言

④ 計画期間内（５年後）に目指す姿

関係機関の連携のもと、地域の中で要保護児童の早期発見と、きめ細かな対応が行えるよう、要保護児童対策地域協議会の活動の一層の強化を目指します。

(6) 子育て短期支援事業

【児童家庭課】

① 事業の概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【ショートステイ】

・保護者が、疾病・就労など身体上・精神上・環境上の理由によって児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、児童の養育・保護を行う（原則として7日以内）

【トワイライトステイ】

・保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となる場合等の緊急の場合に、児童養護施設など、保護を適切に行うことができる施設において、児童を預かる（宿泊可）

② 現在の利用状況及び課題

県内の21市町村がショートステイを実施（補助金交付18市町村）しています。また、トワイライトステイの実施は、高知市のみとなっています。

【施設の設置状況】

- ・乳児院（高知市）
- ・児童養護施設（高知市・香南市・香美市・四万十市・佐川町）
- ・母子生活支援施設（高知市・安芸市）
- ・ファミリーホーム（高知市・四万十市・本山町）

近隣に実施施設のない市町村への対応として、一時預かり事業などの実施状況や、当該事業の各市町村におけるニーズ量等も踏まえたうえで、事業の実施に向けて取り組む市町村への支援を行う必要があります。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付
- ◆近隣に実施施設のない市町村における事業実施を働きかけます。

④ 計画期間内（5年後）に目指す姿

全市町村の7割以上で、必要に応じて利用できる体制の実現を目指します。

① 事業の概要

乳幼児や小学生等の児童の子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関して、連絡・調整を行う事業です。

【交付対象となる事業(会員数50人相当以上)】

- ・提供会員及び利用会員の募集、登録、その他会員組織業務
- ・相互援助活動の調整等
(事故が発生した場合に、円満な解決に向け会員間の連絡等を行うことを含む)
- ・相互援助に必要な知識に関する講習会の開催

【利用できるサービスの内容】

- ・保育所、幼稚園、認定こども園等の送り・迎え、登園前・帰宅後の預かり
- ・放課後児童クラブへの登校前・終了後の預かり 等

② 現在の利用状況及び課題

平成26年9月1日現在で、県内1か所(高知市)が実施しています。

高知市以外の市町村は未実施となっており、各市町村におけるニーズを踏まえたうえで、事業の実施に向けて取り組む市町村への支援を行う必要があります。また、実施地域である高知市においても、一部地域では提供会員が少なく、援助活動のバランスが取れていない状況にあります。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

◆ファミリー・サポート・センター事業の活動状況や取組方法などについて理解を深めていただくことで支援の拡大や充実につなげていきます。

また、実施市町村の活動をPRして、会員の増加につなげるよう、様々な機会をとらえて、周知をおこなっていきます。

- ・広報誌「労政こうち」への掲載による周知
- ・国、関係各課の広報誌等への掲載依頼

◆実施市町村においては、登録会員向けの講習会によって援助技術の向上を図っており、こうした運営に対して財政的支援を継続して行います。

- ・ファミリー・サポート・センター運営費補助金の交付

④ 計画期間内(5年後)に目指す姿

事業の拡大や充実に向けて、引き続き業務内容の周知啓発活動を行い、5年後には、新たに2市町村以上がファミリー・サポート・センターを設置することを目指して取り組みます。

また、実施市町村への支援を引き続き行い、提供会員の拡大により援助活動の充実を目指して取り組みます。

① 事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点事業やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

第2種社会福祉事業として位置づけられ、新制度においては4つの事業類型があります。

- ①一般型：保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を預かる事業（現行事業の後継）
- ②余裕活用品型：認定こども園等で利用定員に達していない場合に、乳幼児を定員まで受け入れる事業
- ③幼稚園型：幼稚園又は認定こども園において、1号認定の在籍園児の教育標準時間以上の利用の実施（園児以外の子どもの一時的預かりも併せて実施可能）
- ④訪問型：児童の居宅において実施（特に支援が必要な児童を想定）

② 現在の利用状況

保育所等では、18市町36箇所（平成26年9月1日現在）が一時的預かりを実施しており、新制度においても継続する予定です。

地方裁量型認定こども園等では、自主事業として一時的預かりを実施しており、平成27年度以降は新制度の事業として財政支援を受けて実施することが見込まれます。

幼稚園（幼保連携型及び幼稚園型認定こども園を含む）では、45園が居残り保育を実施しており、平成27年度以降も継続する予定です。

障害児の一時的預かりについても、他の障害児福祉サービスと連携し検討する必要があります。

③ 事業実施にあたっての課題

新制度の幼稚園、認定こども園などは市町村域を超えて広域で施設を利用している場合が多く、具体的なニーズの見込みを立てることが難しい側面があります。

子育て中の保護者の多様な保育ニーズへの対応が可能となる効果的な取組であり、一時的預かりを実施していない市町村への制度の周知・誘導などにより、一層の拡大を図っていく必要があります。

④ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

- ◆新制度では、市町村の委託又は補助事業となっているため、確実に事業を実施するよう市町村に対して助言・指導を行います。
- ◆非定期利用が中心となっている事業の特性に留意した研修事業を実施します。
 - ・保育士・幼稚園教諭を対象とした研修の中で、一時預かり等の研修の実施
 - ・保育従事者の研修の実施
- ◆一時預かり事業の実施場所、利用方法等の情報を提供し、保護者が利用しやすいように周知を図ります。
 - ・HPなどを活用した情報公表

⑤ 計画期間内（5年後）に目指す姿

保育所・認定こども園等教育・保育施設を利用していない保護者にとっては、必要な事業であり、各市町村において、1か所以上の事業実施を目指します。

幼稚園・認定こども園における1号認定の幼児についても、利用可能となるよう財政支援を行いながら、すべての幼稚園・認定こども園での実施を目指します。

休日・祝祭日において実施する施設を増やします。

① 事業の概要

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。

新制度においては、2つの事業類型に応じた事業の実施が可能です。

- ①一般型： 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日、及び時間において、保育所等で保育を実施
- ②訪問型： 施設における小人数の延長保育のニーズ、過疎地域や障害児等に対応できる体制を充実させるため、児童の居宅に訪問し事業を実施

② 現在の利用状況及び課題

県内 13 市町村 104 か所（平成 26 年 9 月 1 日現在）の保育所で 11 時間を超える乳幼児の受け入れが実施されています。

104 か所のうち、閉所時間が 19 時以降は 85 か所となっており、19 か所は 19 時以前に閉所となっています。

また、幼稚園・認定こども園でも長時間開所している施設があり、幼稚園で 11 時間以上開所している園は 9 か所（うち、19 時以降に閉所 7 か所）、認定こども園で 11 時間以上開所している園は 15 か所（うち、19 時以降に閉所 10 か所）となっています。

平成 27 年度からは、保育の必要な乳幼児に対する保育所等の利用時間について「保育標準時間（11 時間）」、「保育短時間（8 時間）」の 2 通りの支給認定を行うようになり、いずれの場合も認定を受けた時間を超えて利用する場合は、延長保育事業の対象となります。

保護者によっては、「保育標準時間」を利用する選択、或いは、「保育短時間＋延長保育」の組み合わせを選択もできることから、当該事業の具体的なニーズの見込みを立てることが難しい側面があります。

また、延長保育が必要な子どもが 1～2 名などと少人数の場合には、職員の配置及び必要な財源の確保などの課題があります。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

◆保育の必要な保護者の支給認定を 11 時間の認定をした場合、その保護者が利用する保育所や認定こども園等が地域の実情に合った開所時間にするよう、市町村に促します。

・延長保育促進事業

◆延長保育が必要な乳幼児が少人数の場合に、施設でのお預かり以外の子育て支援サービス等も検討する必要があると考えます。

・ファミリーサポートセンター事業の活用

④ 計画期間内（5年後）に目指す姿

働きながら子育てを担う女性が多い高知県の実情を踏まえ、保育所や認定こども園等で行う延長保育事業については、21市町村149か所での実施を目指します。

急な残業など、突発的な事由によって延長保育が必要になる場合など、施設では対応しきれない延長保育については、訪問型延長保育事業及びファミリーサポートセンター等の活用の検討も併せて実施します。

① 事業の概要

保育を必要としている乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているもの又は、病気の回復期ではあるものの集団保育が困難と認められるものを、病院や保育所等に付設された専門スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

国及び都道府県以外の者が事業を実施する場合は、予め都道府県知事に届け出る必要があります。

平成 27 年度以降は、3つの事業類型の事業の実施が可能です。

- ①病児・病後児対応型:病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施
- ②体調不良児対応型:児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応などを図る
- ③非施設型(訪問型):地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅を訪問し、一時的に保育を実施

② 現在の利用状況及び課題

「病児・病後児対応型」は4市1村8ヵ所(平成26年9月1日現在)、「体調不良児対応型」は3市6ヵ所(平成26年9月1日現在)で実施されています。

保護者のニーズが高い事業ですが、小児科医等の不足などにより、実施箇所数が拡がりにくい現状にあるとともに、感染症等の流行時期と利用者数が密接に関連するため、時期によって利用者が大きく増減し安定的な経営が難しい面もあります。

また、利用児童がいない場合の、職員の業務についても課題があります。

過疎地域などは、ニーズはあるものの実際の利用者の規模が小さいために、市町村単独での実施が難しく、広域的な事業の実施も検討する必要があります。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

保護者のニーズが非常に高い事業であり、検討をしている市町村に対し、課題の解消等について、助言・支援を実施します。

④ 計画期間内（５年後）に目指す姿

働きながら子育てを担う女性が多い高知県の実情を踏まえ、保護者が安心して子育てができるよう、県としても多面的な支援を行いながら、５年後には病児・病後児対応型を９市町村 13 か所、体調不良児対応型の２市 3 か所での実施を目指します。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【生涯学習課】

① 事業の概要

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後等（放課後や長期休業等）に、小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

新制度への移行に伴い、対象年齢がおおむね10歳未満から、小学6年生までとなるほか、国の省令に基づき、市町村が放課後児童クラブの設置や運営の基準を条例で定めます。

放課後児童クラブの開所日数と時間については、年間250日以上、授業の休業日は1日8時間以上、授業の休業日以外は1日3時間以上を原則に、保護者や地域の状況等を考慮して、事業所ごとに定める

② 現在の利用状況及び課題

平成26年9月1日現在、高知市では68カ所（実施校率100%）、高知市以外の市町村では67カ所（放課後子ども教室とあわせて実施校率92%）で実施されています。

県では、平成19年度から、文部科学省が所管する地域の全ての子どもを対象とした「放課後子供教室」とあわせ、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりと豊かな学びの場としての取組を「放課後子どもプラン」として推進してきました。

地域の実情に沿って、放課後児童クラブか放課後子ども教室のどちらか、もしくはその両方が実施されているところですが、市町村や実施場所によって取組が異なっており、その格差を解消することが課題となっています。防災等の安全性の確保や体験・学習活動、参加する発達障害児等への支援などを、さらに充実させるためには、学校教育や福祉等の関係機関とも目的を共有し、連携を図ることが重要です。

③ 事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・交流・学習活動を行うことができるように、総合的な放課後対策の充実を図ります。

◆国の「放課後子ども総合プラン」（※）を実施する市町村等に対し、財政的な支援を継続して行います。

◆放課後児童支援員の認定資格研修を、県が実施します。

- ・新制度への移行に伴い、放課後児童クラブに有資格者の配置が必要（経過措置 H32. 3. 31 まで）

- ◆放課後児童クラブや放課後子ども教室等の合同研修を一層充実させて、地域住民等の参画による教育支援活動を総合的に推進します。
 - ・関係者のスキルアップと情報交換のための研修を実施
 - 【テーマ】安全管理（防災、救急、不審者対応等）、家庭教育支援、体験・学習、発達障害児等への理解 など
- ◆放課後学び場人材バンクによる人材紹介や出前講座等の内容を充実します。
 - ・地域人材や各種団体/企業の協力を得て、児童の体験・交流・学習の機会を拡充
- ◆市町村が保護者利用料を減免した場合の助成（県 1/2）を継続します。
- ◆放課後児童クラブの新設や対象学年の変更、活動面積の拡充など、量的拡充や質の改善に取り組む市町村等に対し、財政的な支援を行います。
- ◆「高知県地域による教育支援活動推進委員会」において、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、事業関係者、学識経験者等を委員とし、放課後対策の総合的な在り方を検討していきます。

④ 計画期間内（5年後）に目指す姿

全ての子どもたちが放課後に、より安全で健やかに過ごせるよう、学校と地域、家庭が連携し、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進します。

【指標】	避難訓練の実施	100%
	防災マニュアルの作成	100%
	学校との定期的な連絡	90%

放課後子ども総合プランを活用した「放課後学びの場（子どもたちの学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる学習活動の場）」の取組を推進し、全ての子どもたちが放課後に様々な体験・交流・学習活動ができるよう、市町村の取組を支援します。

【指標】	学習活動の実施	95%
------	---------	-----

- ・放課後児童クラブを利用する児童が、放課後子ども教室などの全ての子どもが参加する学習プログラムに参加することができるよう、市町村の取組を支援します。
- ・放課後子ども教室において、放課後児童クラブの対象児童を含む地域の子ども全てを対象とした学習プログラムが充実するよう、市町村の取組を支援します。

（※）「放課後子ども総合プラン」（平成 26 年 7 月 31 日策定）

共働き家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）の計画的な整備等を進めることとされた。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【幼保支援課】

① 事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品や文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

新制度における新たな事業として位置づけられています。

② 事業の推進に向けた具体的な取組

◆各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【幼保支援課・少子対策課】

① 事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営を促進するための事業です。

新制度における新たな事業として位置づけられています。

② 事業の推進に向けた具体的な取組

◆各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援します。

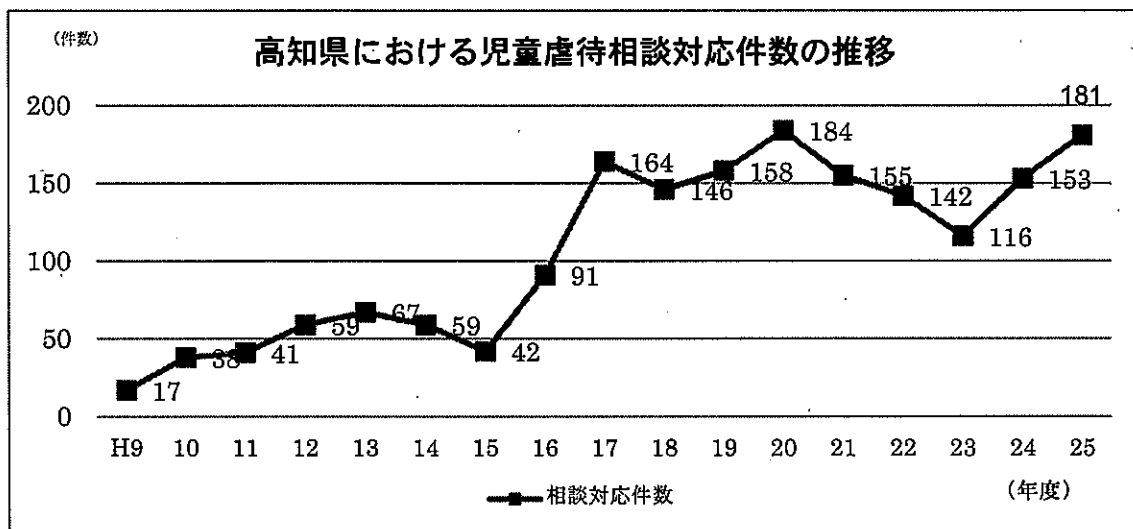
第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実

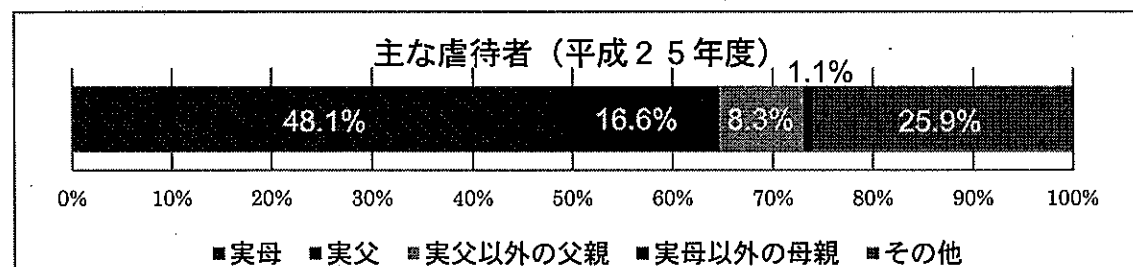
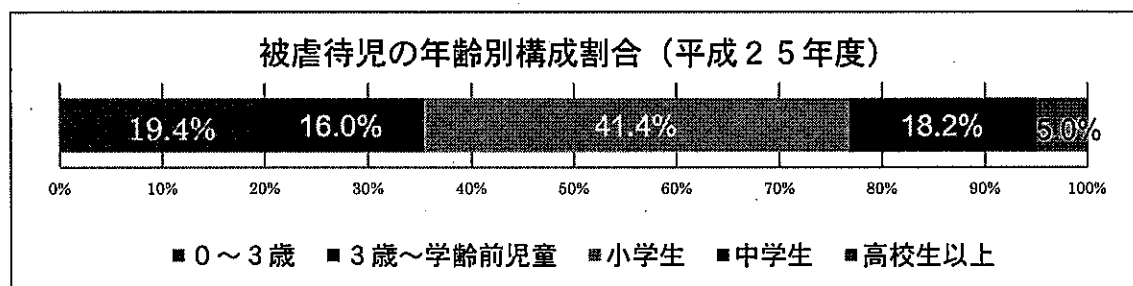
【児童家庭課】

<児童虐待や不登校の状況>

- 平成25年度の児童虐待の相談総数のうち、虐待と認定し対応した件数は181件で、平成24年度に比べて28件（18.3%）増加しています。
- 被虐待児を見ると、乳幼児期の子どもが約3割、「小学生」が約4割を占めています。また、主な虐待者の構成割合をみると、「実母」が48.1%、「実父」が16.6%となっています。



出典：「高知県中央・幡多児童相談所 業務概要」



出典：「高知県中央・幡多児童相談所 業務概要」

児童虐待から子どもを守るために、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護、保護者等への支援等について、迅速・適切な対応を目指し総合的な対策に取り組みます。

(1) 児童相談所の体制の強化

児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の組織体制・運営の強化及び専門性の向上が重要です。

① 現状と課題

本県の児童相談所に配置されている児童福祉司及び児童心理司の人口当たりの配置は全国トップクラスではありますが、子どもや子育て家庭が抱える困難な相談に迅速・適切に対応するためには、専門性の一層の向上や組織体制・運営の強化、施設の整備等による支援体制の向上が常に求められています。

中央児童相談所に併設されている一時保護所については、狭あい化や児童の混合処遇が課題となっています。

② 取組の方向性と具体的な取組

◆児童相談所の組織体制や運営力の強化

- ・子どもの最善の利益を第一にした権限行使及び介入的アプローチの徹底
- ・外部専門家の招へいや法的対応力の強化

◆児童相談所職員の人材の確保及び専門性の確保

- ・職種別・経験年数別職員体系表に基づく研修（児童相談所機能強化事業）
- ・児童相談所職員の県外（児相）への派遣研修
- ・児童福祉司・児童心理司の計画的な採用

◆児童養護施設等との連携強化

- ・児童養護施設等で子どもの問題行動に対して教育的に対処できるスキル習得のためのCSP（コモンセンスペアレンティング）研修等の実施

◆一時保護所の環境整備（子ども総合センター（仮称）の整備）

- ・個室化やユニット化により児童が安心して生活できる空間の確保
- ・深夜の緊急一時保護に対応できる保護スペースの確保

(2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童相談所と市町村その他の関係機関との適切な役割分担及び連携を推進します。

① 現状と課題

市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

- ・市町村では、相談窓口の職員の約3割が新任という配置状況が続いていることから相談支援のノウハウが定着・蓄積しづらい状況にあります。

要保護児童対策地域協議会の現状

- ・平成20年度までに、県内全ての市町村で要保護児童対策地域協議会が設置され、保育所、学校、警察、医療機関等とのネットワークによる地域での児童虐待の未然防止等に取り組んでいます。

② 取組の方向性と具体的な取組

◆市町村の相談支援体制強化のための支援

- ・相談支援にあたる職員の対応能力の向上のための研修を行います。
- ・市町村職員の児童福祉司任用資格の取得を推進するため、児童福祉司任用資格取得講習等を行います。
- ・市町村の庁内連携と対応力の強化等の仕組みづくりを推進するため、モデル市町村の育成・強化を図るとともに、他の市町村にそのノウハウを普及・拡充します。

◆要保護児童対策地域協議会の運営に対する支援

- ・児童相談所が要保護児童対策地域協議会の構成員として参加するとともに、個別ケースの見立てを行うなどの個別支援を行います。
- ・人口集中地域における地域支援者会議の設置を働きかけます。
- ・要保護児童対策地域協議会調整機関（市町村）職員及びその構成員に対する研修企画等の充実に向けた運営支援を行います。

(3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

県は、妊娠等に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備、悩みに応じて支援制度の情報提供を行い、市町村が行う養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭の把握や、必要な支援につなぐ仕組みの充実・強化を支援します。

① 現状と課題

悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備

望まない妊娠や、妊娠中においても様々な不安や悩みを抱えている妊婦等が、自ら相談できるような「相談しやすい」体制の整備や、相談窓口の周知が更に必要です。

養育支援を必要とする家庭の把握

市町村の保健部署が行う乳児健診や1歳6か月児健診、3歳児健診など各種健診の未受診児へのフォローを確実に実施し、支援が必要な家庭を早期に把握し、保健部署と児童福祉部署の連携につなげる仕組みの充実・強化が必要です。

関係機関等と市町村の連携強化

市町村が行う要保護児童対策地域協議会の運営については、児童に関わる様々な機関からの参加及び協力を得て連携を強化する必要があります。

② 取組の方向性と具体的な取組

◆妊娠等に対して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備

ハイリスク妊婦や特定妊婦などの早期把握と、妊娠中からの関係づくりを促進する市町村の取組を支援するとともに、望まない妊娠等に対する相談窓口の周知を進めます。

◆養育支援を必要とする家庭の把握

妊娠期から乳幼児期までの健康診査や相談事業の実施及び関係機関等と市町村の連携強化や情報共有などにより、養育支援を必要とする子どもやその保護者を把握し、必要な支援につなぐ市町村の取組を支援します。

また、乳幼児健診の未受診児へのフォローを確実に実施し、保健部署が把握した要支援ケースなどを児童福祉部署へつなぐ仕組みの充実・強化を推進します。

◆関係機関と市町村との連携強化

要保護児童対策地域協議会への関係機関の参加を促進するため、新たな団体への支援協力や関係機関に対する要望など、県から関係団体等へ協力依頼するなど市町村の活動を支援します。

(4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

県は、児童虐待による死亡事例等の重大事例について、地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じます。

① 現状と課題

児童虐待により死亡事例等の重大事例が発生した場合は、児童虐待死亡事例検証委員会を設置し、その事例の背景や地域特性を踏まえた検証を行い、その検証結果に基づき、関係機関が適切な措置を講じ、再発防止を図るための検証体制を整えています。

② 取組の方向性と具体的な取組

- ◆平成 20 年 2 月に発生した死亡事例を検証した高知県児童虐待死亡事例検証委員会から提言された 13 項目の提言に沿った取組を継続します
- ◆平成 26 年 12 月に発生した死亡事例を検証するため「高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会」を高知市と共同で設置し、事例の検証を行うとともに、再発防止の提言を受け、県と高知市が連携して更なる再発防止策に取り組みます。

2. 社会的養護体制の充実

【児童家庭課】

社会的養護のもとで育つ子どもたちを含むすべての子どもたちが、健やかに成長することができる地域を目指して、児童相談所、里親、児童養護施設等といった社会的養護の体制を担う関係機関が、同じ課題意識を共有し、それぞれの機関の特性と機能を相互に理解したうえで、しっかりとした連携体制を構築し、家庭的養護推進のための取組を進めます。

(1) 家庭的養護の推進

I 里親委託等の推進

① 現状と課題

本県では、里親への委託の割合が低く、児童養護施設等による養護が多くなっています。(平成25年度末：10.3%)

子どもにとっては、家庭的な生活経験が少なく、家庭のイメージの獲得や地域社会との関わりが薄くなりがちです。

② 取組の方向性と具体的な取組

◆里親支援体制の整備

児童相談所と里親支援機関(里親支援専門相談員を配置した児童養護施設等)等の関係機関との連携強化を図り、里親を支援するための体制を整備します。

◆登録里親の新規開拓

里親制度の啓発による登録里親の新規開拓を行い、養育里親の増加を図ります。あわせて、ファミリーホームの設置を支援します。

◆里親会の活動の活性化

里親会による自己学習会や先進的な県外の里親会の視察研修等の取組を支援することを通じて、養育の質の向上を図ります。

II 施設の小規模化及び地域分散化の推進

① 現状と課題

本県では、施設による養護の形態の多くが中舎制であることから、子どもにとっては、家庭的な生活経験が少なく、家庭のイメージの獲得や地域社会との関わりが薄くなりがちです。

児童養護施設等の児童指導員等（保育士含む）の勤続年数は、10年以上が44.6%と最も多く、次いで5年未満が37.5%、5年以上10年未満の中堅職員の層がやや少なくなっています。

② 取組の方向性と具体的な取組

◆家庭的な養育環境づくり

できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係のもとで養育される環境づくりに取り組みます。

◆小規模化・地域分散化の推進

施設の実情に応じて、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアの設置を促進します。

◆小規模化・地域分散化推進のための人材育成

家庭的養護を推進する基盤づくりとして、施設が行う職員による養育の質の向上に資する研修の実施を支援します。

また、子どもの支援の方針を調整し、グループをまとめる「チーム責任者」等の役割が求められる勤続年数5年以上10年未満の各施設の児童指導員や保育士の育成を支援します。

(2) 専門的ケアの充実

① 現状と課題

本県の児童養護施設等においては、虐待を受けて心に傷を負った子どもや、発達障害、知的障害など、心身に障害のある子どもの入所が増えています。

また、入所前の生活状況（養育状況）により、愛着形成上の課題や心の傷を抱えていることが多いため、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が求められています。

② 取組の方向性と具体的な取組

- ◆子どもたちの抱える様々な課題に対する専門的ケアを行う者の知識や技術を充実します。
- ◆子どもの特性に応じた質の高い専門的ケアを行うことができるよう、施設による研修の充実や、基幹的職員の配置の促進を図ります。
- ◆児童養護施設等に入所する障害のある子どもへの支援にあたっては、中央児童相談所と療育福祉センターとが連携してサポートケアを行います。また、施設入所中の子どもが思春期になった時の混乱等に対して、中央児童相談所が児童養護施設等による専門的ケアを支援します。

(3) 自立支援の充実

① 現状と課題

児童養護施設入所児童の高校卒業後の進路(平成26年3月卒業)は、進学・就職を合わせると全体の6割程度で、障害者支援施設への入所が、2割程度となっています。

また、経済的な不安定さ等を理由に措置延長制度を利用した児童は、3割となっています。

子どもが自らの意志に基づいて進路を選択したり、社会人として自立するために必要な力を獲得したりするための支援体制が十分とは言えません。

② 取組の方向性と具体的な取組

- ◆児童養護施設等の施設入所児童等社会復帰促進事業の実施や、児童家庭支援センターの退所児童アフターケア事業の積極的な活用を通じて、子どもの自立支援の取組を充実させます。
- ◆自らの将来の展望を持つことができるよう里親や児童養護施設等が行う子どもの自立につなげるための学習支援や、職場体験等の就職支援の取組を支援します。
- ◆義務教育を終了した20歳未満の児童で、支援が必要な者には、「児童自立生活援助事業」により、共同生活を営みながら、生活指導や就業の支援等を推進します。
- ◆経済的理由等で生活が不安定な子どもには、必要に応じて20歳までの措置延長制度を積極的に活用します。

(4) 家族支援及び地域支援の充実

① 現状と課題

早期の家庭復帰を目指した親子関係の再構築の支援や、家庭復帰後の虐待の再発防止の支援が必要です。また、地域の子育て家庭や市町村等への支援を行う児童家庭支援センターの体制が十分とは言えません。

② 取組の方向性と具体的な取組

- ◆児童家庭支援センターの新たな設置や、要保護児童対策地域協議会への参加等を通じて、地域における家庭支援の充実を図ります。
- ◆市町村における地域子ども・子育て支援事業の推進を支援し、虐待の発生予防や深刻化の予防のための家庭支援の充実を図ります。
- ◆児童養護施設に配置される家庭支援専門相談員や児童家庭支援センターによる親子関係の再構築支援や家庭復帰後の虐待防止のための取組を通じて、家庭支援の充実を図ります。

(5) 子どもの権利擁護の推進

① 現状と課題

被措置児童等虐待対応ガイドラインの策定

本県では、被措置児童等虐待通告制度が適切に運用されるよう「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を策定し、迅速に対応できる体制を整えています。

子どもの権利ノートの活用（施設入所児童への配布・活用）

本県では、「自らが守られる権利や守るべき義務」と「権利が侵害された場合の意思表示の仕方」などについて説明した「子どもの権利ノート」を、施設に措置される小学生以上の児童全員に配布しています。

児童養護施設等の第三者評価制度の受審

児童養護施設等に対して、業務の質について外部の者による定期的な評価を受け、これらの結果を公表し、常にその改善を図るよう義務づけています。

② 取組の方向性と具体的な取組

- ◆被措置児童等虐待が発生した場合は、これまでと同様に被措置児童等虐待対応ガイドラインに基づき、迅速かつ適切な対応を行います。
- ◆入所児童に対する「子どもの権利ノート」の配布と権利の説明を着実に実施します。
- ◆全施設において計画的な第三者評価の受審が継続的に実施されるよう支援及び指導を行います。

3. ひとり親家庭等の自立支援の推進

【児童家庭課】

県では、第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、「就業支援」、「経済的支援」、「日常生活支援」、「情報提供・相談支援」の4項目を体系化し、この項目を中心にひとり親家庭等への支援の充実を図ります。

① 現状と課題

平成22年の国勢調査では、高知県のひとり親世帯率は2.28%（全国3位）、平成17年の2.26%（4位）から高くなっています。市町村が把握しているひとり親家庭の世帯数は、平成23年4月の15,449世帯（母子12,900父子2,549）をピークに減少傾向にあり、平成26年4月では14,882世帯（母子12,698父子2,184）となっています。

ひとり親家庭実態調査（平成23年1月現在県実施）では、就労収入が200万円未満の世帯は、母子世帯67.4%（前回71.4%）、父子世帯41.7%（前回29.7%）であり、無職の割合は、母子世帯12.6%（前回11.4%）、父子世帯6.1%（前回10.6%）となっています。

また、同調査で、母子家庭等就業・自立支援センターを知らない割合は、母子世帯39.1%（前回55.3%）、父子世帯77.2%（前回68.8%）となっています。

以上のことから、①ひとり親家庭の不安定な就業状況に対する支援、②ひとり親家庭の所得の低さに対する支援、③子育て支援の充実、④各種制度の周知が必要となります。

② 取組の方向性と具体的な取組

（ア）就業支援

就業情報の提供や技能等の取得への支援などの就業支援を行うとともに、事業主の理解と協力を得て、ひとり親家庭等の雇用の促進に取り組みます。

- ◆母子家庭等就業・自立支援センターを中心に、就業情報の提供、就業のあっせん、移動相談、無料職業紹介事業を充実
- ◆臨時的任用職員の雇用に関する情報を提供
- ◆ハローワークと連携し、求人情報の提供、母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施
- ◆自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金などの資金面での支援を実施
- ◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて技能取得のための講座を実施
- ◆母子家庭等就業・自立支援センター等でひとり親を雇用した事業主が優遇される制度の広報

(イ) 経済的支援

ひとり親家庭等の自立を実現するためには、就業支援と併せて一定の経済的支援を行う必要があります。また、多くのひとり親家庭では養育費が支払われていないという現実があるため、養育費に関する情報提供や相談機能の充実を図ります。

- ◆児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、ひとり親家庭医療費助成などの経済的支援制度による支援を実施
- ◆養育費の確保に向けた啓発の推進や法律相談事業の充実

(ウ) 日常生活支援

ひとり親家庭等が自立するためには、子どもの保育先や住宅の確保のほか地域での見守りの体制など、安心して子育てができる環境づくりが必要です。ひとり親家庭等の様々なニーズに応じた適切な支援を行うとともに環境づくりを進めます。

- ◆母子生活支援施設の支援機能の充実とショートステイの受託など地域の子育て支援の取組みを推進

(エ) 情報提供・相談支援

ひとり親家庭等に必要な情報が届くように、関係機関との連携を密にした的確な情報提供及び相談体制の充実や、生活支援の情報をホームページ上で公開するなど、情報提供ができる仕組みの確立を進めます。

- ◆生活、就業及び養育費等について、県福祉保健所及び市町村などの各担当窓口で相談対応と母子家庭等就業・自立支援センターなどによる関係機関と連携した対応
- ◆県福祉保健所、市町村や母子家庭等就業・自立支援センター、ハローワーク、ハローワーク高知マザーズコーナーなどの相談窓口の周知
- ◆ひとり親家庭等への啓発冊子「母子・父子・寡婦福祉のしおり」を作成、市町村や県福祉保健所、関係団体等を通じた各種支援制度の広報の実施、ホームページの充実

4. 少年非行防止対策の推進

【児童家庭課】

少年非行の問題には、行政と民間等の垣根を超えて、多様な関係機関や家庭などを巻き込み、地域が一体となって進めていく姿勢が必要です。

① 現状と課題

平成 25 年に高知県で検挙・補導された 20 歳未満の少年の非行率は、約 180 人に 1 人 (5.5%) と、全国 (4.0%) と比べ依然と厳しい状況が続いています。

このため、県では、非行防止対策を抜本的に強化するため、平成 25 年 6 月に「高知家の子ども見守りプラン」を策定し、①子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化、②地域で子どもを見守り、育む気運の醸成、③養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化、④発達の気になる子どもや保護者への支援の充実などの課題の解決に向けて、少年非行の問題に携わる教育、警察、福祉の関係者が連携を強化し、一体となって取組を進めているところです。

② 取組の方向性と具体的な取組

- 教育委員会、警察本部、知事部局が連携体制を構築し、取組を推進します。
- 支援を必要とする家庭を早期に把握し、非行の芽を摘み取る非行防止の地域の仕組みづくりが必要です。
- 官民協働による取組を推進します。

◆子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化

- ・幼児期から、子どもや保護者向けの親子の絆教室などを活用して、規範意識を醸成する取組を強化します。

◆地域で子どもを見守り、育む気運の醸成

- ・行政機関や民生・児童委員等による地域の支え合いの力を活用して、養育上の課題がある家庭に対するアプローチを行い、相談や支援を行う体制を整備します。

◆養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化

- ・妊娠期から乳幼児期までの健康診査や相談事業などの様々な機会を捉えて、養育上の支援が必要な家庭を把握し、家庭への相談や支援を行う市町村に対して、要保護児童対策地域協議会において助言を行うなど、積極的に県が支援します。
- ・児童相談所と関係機関の連携による、子どもや家庭への支援・援助を行います。

◆発達のご案内になる子どもや保護者への支援の充実

- ・発達のご案内になる子どもの早期発見や早期療育を推進します。
- ・中学校区を中心とした特別支援教育を柱に据えた教育を推進します。
- ・児童相談所と関係機関の連携による、子どもや家庭への支援・援助を行います。

5. 障害児施策の充実等

【障害保健福祉課】

<障害児の状況>

平成 25 年度に市町村で実施された乳幼児健診において、障害(疑いを含む)により何らかのフォローが必要とされた子どもの数は 1,169 人となっており、なかでも発達障害については 1,045 人と最も多く、全体の 9 割近くを占めています。

高知県立療育福祉センターにおける発達障害の受診者数は年々増加しており、平成 25 年度の受診者数は 9,228 人に達し、平成 11 年度の受診者数と比較すると約 5.1 倍となっています。

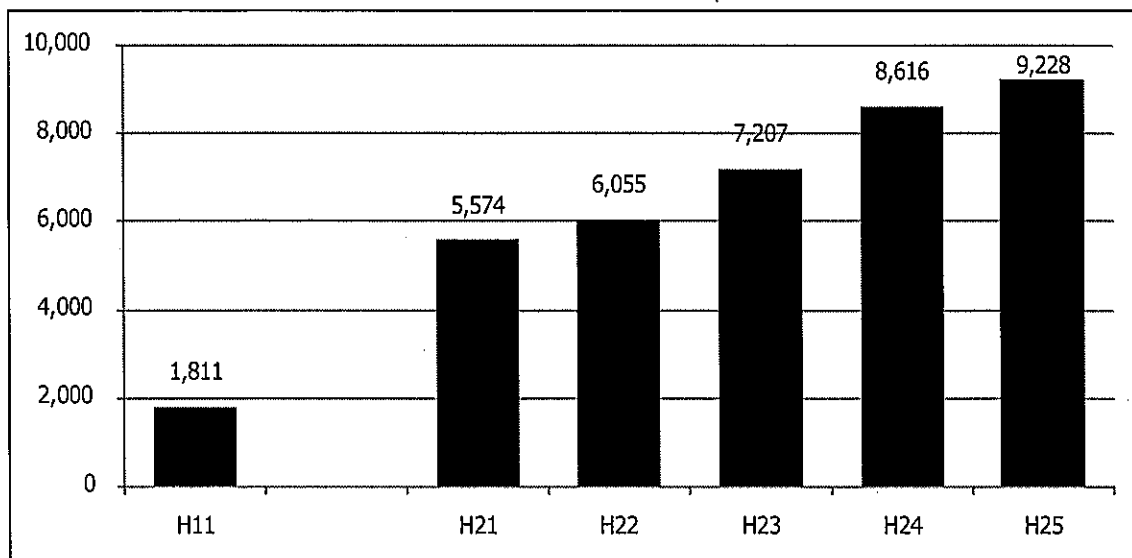
市町村乳幼児健診における障害の状況(平成 25 年度)

(人)

圏域	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害	発達障害	その他 (重複含む)
安芸	0	0	0	5	167	3
中央東	10	1	0	1	331	4
中央西	3	2	3	1	442	55
高幡	4	0	1	2	85	17
幡多	4	1	2	1	20	4
合計	21	4	6	10	1,045	83

支援を必要とする児童の実態調査(平成 25 年度)

高知県立療育福祉センターにおける発達障害の受診者数



障害のある子どもへの支援にかかる施策の基本的な方向性として、障害のある子どもが、一人ひとりの特性や発達状況に応じて、可能な限り障害のない子どもと同じように一般施策としての子育て支援の中で支援を受けられるようにしていくことを目指します。

そのための後方支援的な役割として、専門的・個別的な支援を確保する施策の充実を図っていくこととし、支援を行う施設等について、高知県障害福祉計画に位置付け、整備を進めていくこととします。

※「第4期障害福祉計画の策定に当たっての基本的な考え方」(抜粋)

居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援を確保するとともに、障害のある子ども及びその家族に対して乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、障害児通所支援及び障害児入所支援の整備についても、障害福祉計画に定め、計画的な取組みを進める。

※「第4期高知県障害福祉計画(平成27年度～平成29年度)」における障害児支援の提供体制の確保(障害児通所支援の整備目標)

障害児通所支援の整備目標

43か所(平成26年7月) → ●か所(調整中)(平成29年度末)

(1) 発達障害のある子どもと家族への支援

① 現状と課題

(ア) 診断前から支援が受けられる仕組みづくり

公立の小中学校児童・生徒の7.6%には、何らかの発達障害に該当する可能性があります。(平成25年度県教育委員会調査)

これらの子どもに対する支援の多くは、現状では、診断後から始まるものが多く、早期の介入が十分にできていない状況です。

(イ) 発達障害に係る専門医師の養成

療育福祉センターでは、発達障害の受診者数が増加しており、初診の待機期間が長期化しています。

発達障害に関する専門医師が大幅に不足している状況です。

(ウ) ライフステージに応じた支援体制の構築

それぞれのライフステージや関係機関において、子どもの特性に応じた支援がなされていますが、ライフステージが変わった時の引き継ぎや関係機関の連携が十分とは言えない状況にあります。

年齢ごとに多様な機関と関わる児童期において、支援機関が変わっても一貫した支援を受けられるような仕組みづくりが必要です。

② 取組の方向性と具体的な取組

(ア) 診断前から支援が受けられる仕組みづくり

診断を受けていない気になる子どもと不安を抱える親に対して、適切な相談や育児支援をできるだけ早い時期から開始するために、乳幼児健康診査の場面などから、子どもだけでなく親への支援も併せて実施していくなど、自然な形で発達支援をスタートすることができる仕組みづくりを推進します。

- ◆乳幼児健康診査において気になる子どもの早期発見を行うため、健診従事者を対象とした研修会の開催
- ◆気になる子どもへの発達支援と、親の不安軽減や子どもへの対応力の向上を目的とした親支援を実施する市町村への支援
- ◆「ペアレント・メンター」の活用、「ペアレント・トレーニング」の実施などによる家族支援の充実
- ◆保育所や幼稚園の中で気になる子どもへの支援の促進
 - ・「障害児等療育支援事業」や「保育所等訪問支援」などを活用した後方支援
- ◆発達障害のある子どもやその保護者などへの支援を充実
 - ・療育福祉センターと中央児童相談所の専門的な支援機能を連携させ、より効果的な支援を行うよう、両機関の建物を一体的に整備

(イ) 発達障害に係る専門医師の養成

高知ギルバーク発達神経精神医学センターを中心として、医師の養成・育成を促進し、県内の診療体制を拡充強化します。

- ◆研究員（12名の医師と3名の教育関係者）を中心とする医師の養成・育成を促進し、診療体制の拡充強化
 - ・高知ギルバーク発達神経精神医学センターを運営し、ギルバーク教授による直接指導、県内医師を対象とした症例検討会、研究員による研究協議の実施など

(ウ) ライフステージに応じた支援体制の構築

発達障害のある子どもに対して、医療、保健、福祉、教育及び労働などの各分野の支援者が、一貫した観点から支援を行い、ライフステージが変わっても支援が確実に引き継がれるような仕組みをつくります。

- ◆「つながるノート」による支援を引き継ぐ仕組みづくり
 - ※「つながるノート」:関係機関で作成する支援計画や記録を一元化し、情報の共有及び支援会議を通して各機関の役割分担を行うためのツール

③ 市町村との連携

早い段階から気になる子どもを支援する仕組みづくりや、「つながるノート」の配布・活用を市町村と連携して進めます。

(2) 特別な支援を必要とする重度障害や強度行動障害のある子どもへの支援

① 現状と課題

特別な医療（経管栄養、吸引処置、気管切開の処置、レスピレーターなど）を必要とする重度障害のある子どもについては、保護者の介護にかかる負担が大きくなります。

自傷や他害などといった不適応行動の見られる強度行動障害のある子どもに対しては、一定の支援技法を効果的かつ継続的に活用していく必要があります。

② 取組の方向性と具体的な取組

特別な医療を必要とする子どもや強度行動障害のある子どもを持つ家族が、在宅で生活を送ることができるための仕組みづくりを進めていきます。

- ◆重度障害や強度行動障害のある子どもとその保護者の介護負担を軽減
- ◆強度行動障害のある子どもへ専門的な支援を行うことができる人材を育成

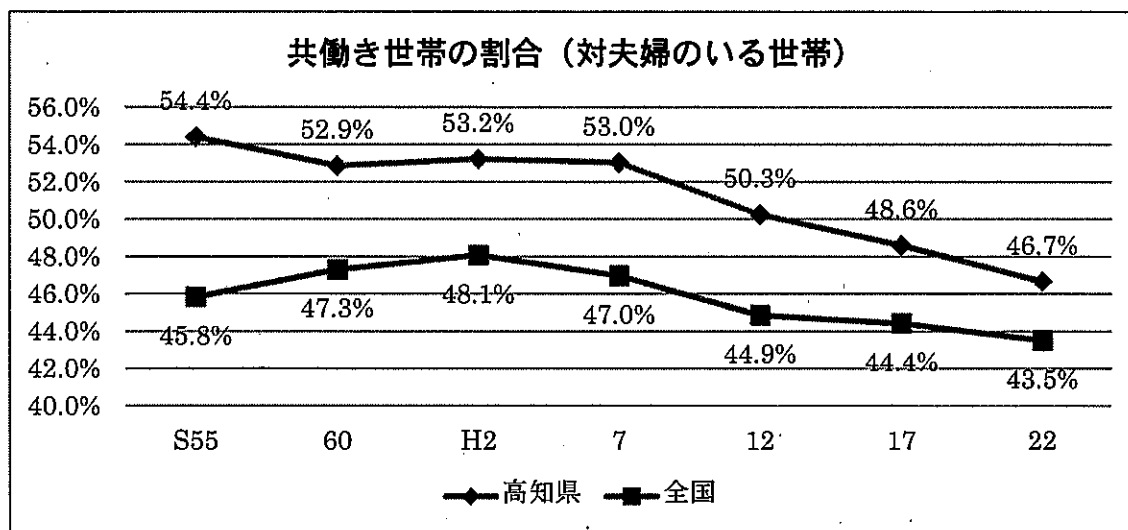
③ 市町村との連携

事業の実施にあたっては、事業主体である市町村と連携して進めます。

第4節 仕事と家庭生活の両立支援

<高知県の共働き世帯の状況>

平成22年の共働き世帯の割合は46.7%で、全国平均の43.5%と比較して、3.2ポイント高い状況にあります。



1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【雇用労働政策課】

急速に進む少子化が大きな社会問題となっています。その要因の一つとして、仕事と家庭の両立に対する不安や負担の増大が指摘されています。次世代を担う子どもたちを健全に育てるために、社会全体で、仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場環境づくりを推進します。

① 現状と課題

本県の女性の就業率（15歳～64歳）は、67.8%（H24 総務省就業構造基本調査）となり、男女ともに仕事と生活の両立は大きな課題となっています。

また、育児に関しても、育児休業給付受給者数は平成21年度以降増加傾向にあるが男性の取得が少ないなど、依然として低い状況です。

このため、働き方や休み方の見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進することが必要となっています。

② 取組の方向性

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

地域の実情に応じ、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや、子ども・子育て支援に取り組む市町村や民間団体等と密接に連携、協力し、取組を進めます。

- ① 仕事と家庭の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
- ② 法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発
- ③ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集提供等
- ④ 仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント・アドバイザーの派遣
- ⑤ 仕事と生活の調和や子ども・子育て支援策に積極的に取り組む企業の認証、認定や表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進
- ⑥ 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援

③ 具体的な取組

◆ ワーク・ライフ・バランスの促進

広報活動

- ・ 広報誌の発行により、仕事と家庭の両立支援やワーク・ライフ・バランスの取組等を周知するとともに、国と連携した広報活動を実施する。
- ・ 出産後の女性の再就職促進のための補助制度を企業に周知し、女性の再就職を促進する。

ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の好事例の情報の収集提供

- ・ 次世代育成支援の認証企業をホームページ等で紹介することで、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の増加を促進する。

研修及びコンサルタント・アドバイザーの派遣

- ・ 関係部局と連携した、セミナー開催や企業へのアドバイザー派遣によって、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。

仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進

- ・ 次世代育成支援企業を認証し、ホームページや広報誌に掲載することで、ワーク・ライフ・バランスを実現している企業の社会的評価の向上を図る。

仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の支援

- ・ 子育て等をしながら、働き続けることができる職場づくりを行う企業を、国と連携して支援する。
- ・ 出産後の女性の再就職促進のための補助制度により、女性の再就職に積極的に取り組む企業を支援する。

◆ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

市町村と連携を図りつつ、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

■別表

別表1（子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込み及び確保策：市町村）

別表2（認定こども園の目標設置数：市町村）

